

平成29年 第4回

# 身延町議会定例会会議録

平成29年12月 8日 開会  
平成29年12月15日 閉会

山梨県身延町議会

平成 2 9 年

第 4 回身延町議会定例会

1 2 月 8 日

平成29年第4回身延町議会定例会（1日目）

平成29年12月8日  
午前 9時00分開議  
於 議 場

1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 議案第81号 身延町営住宅条例の一部を改正する条例について
- 日程第5 議案第82号 峡南衛生組合規約の一部変更について
- 日程第6 議案第83号 平成29年度身延町一般会計補正予算（第6号）
- 日程第7 議案第84号 平成29年度身延町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第8 議案第85号 平成29年度身延町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第9 議案第86号 平成29年度身延町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第10 議案第87号 平成29年度身延町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第11 議案第88号 平成29年度身延町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第12 議案第89号 平成29年度身延町農業集落排水事業等特別会計補正予算（第2号）
- 日程第13 議案第90号 平成29年度身延町下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第14 議案第91号 町道路線の認定について
- 日程第15 発委第1号 身延町議会委員会条例の一部を改正する条例について

2.出席議員は次のとおりである。(13名)

2番	伊藤達美	3番	望月悟良
4番	赤池朗	5番	上田孝二
6番	田中一泰	7番	野島俊博
8番	河井淳	9番	芦澤健拓
10番	福與三郎	11番	渡辺文子
12番	川口福三	13番	広島法明
14番	柿島良行		

3.欠席議員は次のとおりである。

1番 伊藤雄波

4.会議録署名議員(3人)

4番	赤池朗	5番	上田孝二
6番	田中一泰		

5.地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

(21人)

町	長	望月幹也	副町長	瀧本勝彦					
教	育	長	鈴木高吉	総務課長	笠井祥一				
会	計	管	理	者	笠井喜孝	政策室長	遠藤基		
財	政	課	長	村野浩人	税務課長	佐野和紀			
町	民	課	長	熊谷司	福祉保健課長	穂坂桂吾			
観	光	課	長	佐藤成人	子育て支援課長	望月由香里			
産	業	課	長	望月真人	建設課長	水上武正			
土	地	対	策	課	長	小笠原正人	水道課長	埜村公文	
環	境	下	水	道	課	長	羽賀勝之	下部支所長	柿島利巳
身	延	支	所	長	佐野昌三	学校教育課長	伊藤克志		
生	涯	学	習	課	長	高野博邦			

6．職務のため議場に参加した者の職氏名（2人）

議会議務局長 佐野 勇夫  
録音係 大村 隆

開会 午前 9時00分

○議会事務局長（佐野勇夫君）

相互にあいさつを交わします。

ご起立をお願いいたします。

相互に礼。

（ あ い さ つ ）

ご着席ください。

○議長（柿島良行君）

本日は大変ご苦労さまでございます。

平成29年第4回身延町議会定例会に議員各位、ならびに町長をはじめ執行部各位にはご出席をいただき心から御礼を申し上げます。

本定例会は議員改選後の初の定例会であり、また提出される諸議案はいずれも重要な内容を要するものであります。

議員各位には慎重な審議、ならびに円滑な議会運営に格段のご協力をお願い申し上げます。

なお、伊藤雄波議員から欠席届が提出されていますので報告をします。

それでは出席議員が定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

本日は議事日程第1号により執り行います。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第126条の規定によって、

4番 赤池 朗君

5番 上田孝二君

6番 田中一泰君

を指名します。

日程第2 会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から12月15日までの8日間にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、会期は本日から12月15日までの8日間と決定しました。

日程第3 諸般の報告を行います。

本定例会に町長から上程されております案件はお手元に配布のとおり条例案1件、規約案1件、補正予算8件、町道路線の認定1件の計11案件となっております。

これらの説明のため、本日の説明員として地方自治法第121条の規定に基づき出席通知のありました者の職氏名につきましては、一覧表としてお手元に配布したとおりです。

また、議会運営委員会から発委第1号が提出をされております。

次に9月定例会以降の議会関係の諸行事については、お手元の配布により報告としますので

ご了承願います。

以上で諸般の報告を終わります。

ここで町長からあいさつの申し出がありましたので、これを許します。

望月町長。

○町長（望月幹也君）

改めまして、おはようございます。

本日ここに平成29年身延町議会第4回定例会を招集いたしましたところ、議員の皆さまには師走に入り何かと気忙しい中、ご出席をいただき誠にありがたくお礼を申し上げます。

さて今定例会は10月22日執行の身延町議会議員選挙において、町民の皆さまの期待と負託を得る中で見事、当選の栄を勝ち取られました皆さまの初の定例会であります。改めまして心からお祝いとお喜びを申し上げます。

また先月の臨時議会では柿島議長、広島副議長が選出され、さらに議会構成も決定されました。その中であって、議員の皆さまには町の振興と町民福祉の向上のためにご尽力いただいておりますことに心より感謝とお礼を申し上げます。

さて山梨県は9月29日、平成28年度の市町村普通会計決算の概要を公表いたしました。この中に財政の弾力性を示す経常収支比率があります。本町の経常収支比率は70.9%であり、前年度の69.4%と比較すると1.5ポイント上昇いたしました。県内の経常収支比率の平均も前年度より3.7ポイント上昇し87.5%となり、本町は県平均を大きく下回っております。

しかしながら、一般財源の確保はますます厳しくなる状況であることから、町民サービスを低下させることなく引き続き行財政改革に取り組み、職員一人ひとりが創意と工夫を重ね経常的経費の削減に努力するよう徹底したところであります。

次に平成30年度予算編成についてであります。

去る11月13日、平成30年度予算編成の会議を開催いたしました。この中で予算編成担当職員等に対し、本年度策定された第2次総合計画の実現と財政運営の健全化を平行して進めるために中長期的な視点に立ち、最少の経費で最大の効果が得られるような施策や事業の立案を行うこと。日々変化する厳しい社会状況に対応するため、積極的に情報収集を行い優先的かつ必要性の高い事業からスピード感を持って進めること。また、身延町まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づく事業について積極的に予算計上することなどを指示したところであります。

次に、しだれ桜の里づくり事業についてであります。

しだれ桜の里づくり事業につきましても事業計画地の地形、地質、ならびに伐採木の現地確認作業を経て、9月定例会においてご議決いただきましたしだれ桜の里づくり第2期伐採造成工事および植栽整備工事を発注いたしました。これにより、今年度末までにクラフトパーク内に約5千本のしだれ桜の植栽が完了する予定であります。

また昨年度も実施しました、しだれ桜の里づくり事業にご賛同いただける皆さまからご協力をいただくクラウドファンディングの募集を1口3万円と5万円を開始いたしました。1口3万円と5万円は昨年よりも高いわけですが、木の大きさを昨年より大きい木を使うということでもあります。ぜひ議員の皆さんもご協力をお願い申し上げます。

今後はクラフトパーク内の遊歩道沿いにもしだれ桜を植栽するとともに身延町全体をしだれ桜の里とするため各地区へのしだれ桜の植栽を進めてまいります。

次に保育所等入所支度金および小中学校等入学支度金についてであります。

身延町保育所等入所支援金支給要綱および身延町小中学校等入学支援金支給要綱の制度名を支度金から支度金に改め、入園・入学の準備に間に合うよう3月初旬には支給することとし保護者負担の軽減とともに転校も支給対象とすることで本町への定住促進を図ります。

本定例会に支度金を予算計上させていただきましたので、よろしくお願いたします。

次に身延町あけぼの大豆拠点施設についてであります。

関係各位のご協力により9月29日、オープンした身延町あけぼの大豆拠点施設につきましては10月6日から枝豆の出荷が始まり、長雨等の影響により当初の予想より若干少ない出荷量となりましたが、10月28日までの23日間、計11トン弱の出荷がありました。共選された枝豆は主に伊沼のJAふじかわ中富直売所において販売され、開店前から枝豆を求める人が並ぶなど、あけぼの大豆の人気の高まりが感じられました。

今月からは大豆の出荷が始まります。拠点施設においても大豆加工品の開発試作を重ね、将来は1年を通じて、あけぼの大豆関連商品の供給ができる体制を整えていきたいと考えております。

次に教育委員会の構成についてであります。

11月18日に任期満了を迎えた片田駿三教育委員の後任として、保坂新一氏が就任いたしました。保坂氏については、本年第3回身延町議会定例会において議会のご同意をいただき11月16日に任命をいたしました。任期は平成29年11月19日から4年間となります。教育委員会の構成は今村文子教育長職務代理者、若狭千春委員、佐野邦夫委員、保坂新一委員、鈴木高吉教育長でございます。

次に第8回身延町総合文化祭の開催についてであります。

第8回となる総合文化祭は10月15日に芸能発表会を行い、25団体244人が日ごろの学習成果を発表していただきました。また11月18日から26日にかけての文化文芸作品展には第17回山梨県民文化祭美術展において入賞された作品を含め、文化協会を中心に町内保育所、小中学校、事業所の協力を得る中、47団体1,017点の力のこもった素晴らしい作品を出展していただき、作品展を開催することができました。

次に秋季文化芸術事業についてであります。

総合文化会館自主講演事業として10月に音楽コンサート等2講演を実施、また現代工芸美術館では、金沢卯辰山工芸工房作品展が10月29日まで開催されました。

文化財啓発事業として、屋根替えの葺き替え工事が済んだ旧市川家住宅での落語会、町内の史跡・文化財巡りを2回、また県立博物館 平川館長の講演会を実施するなど町民の皆さまに町の歴史、文化に触れていただく機会を提供することができました。

図書館においては第22回ブックフェスタが11月25日・26日の両日行われ、西嶋紙物語に関する講演会、工作教室、ボランティアの協力によるバザー等が行われ、参加した皆さまからはたくさんの笑顔がこぼれておりました。

次に、町民一スポーツ事業の一環でのみのぶスポーツフェスタ2017の実施についてであります。

子どもから高齢者まで幅広い年齢層の健康づくりを図るため、みのぶ健康マラソン、各種軽スポーツ体験、ノルディックウォーキング教室等を合わせた2回目となるみのぶスポーツフェスタ2017が11月19日にクラフトパークにおいて行われ、参加者約350人がスポーツ



の秋を楽しんでいました。

次に木喰展開催に向けての進捗状況についてであります。

平成30年7月開催に向けて、今年度から準備を進めている生誕300年 木喰展の進捗については出品予定の作品、約90点のうち仏像70点、書画等16点の承諾が得られ、中にはこの展覧会で初公開のものもあります。

記念すべき特別展開催に向けて、効果的な周知告知を図るべく本年度内に準備が必要なものについては、速やかな着手を図ってまいりたいと考えます。

次に今定例会に提案いたしました議案は条例の一部改正をする条例1件、峡南衛生組合規約の一部変更1件、平成29年度補正予算8件、認定1件の計11件でございます。

詳細につきましては、上程時に申し上げさせていただきます。

なお、平成29年第3回定例会以降の主な行事につきましては、お手元に配布したとおりでございますので、ご確認いただきたいと思います。

結びに今年も残り少なくなってまいりました。この時期は来年度の予算編成の時期でもあります。先ほども申し上げましたとおり、平成30年度予算編成では施策の優先度を厳しく精査し、有利な財源の確保に努めながら限られた財源の重点的効率的配分を行い、最少の経費で最大の効果が得られるような予算を編成いたします。

生まれてよかった 育ててよかった 住んでよかった身延町づくりに職員ともども全力で取り組んでまいりますので、町民の皆さまや議員の皆さまのご協力をお願い申し上げます、あいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（柿島良行君）

町長のあいさつが終わりました。

日程第4 議案第81号 身延町営住宅条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

町長から本案について提案理由の説明を求めます。

望月町長。

○町長（望月幹也君）

それでは議案第81号 身延町営住宅条例の一部を改正する条例についてであります。

身延町営住宅条例の一部を改正する条例の議案を提出いたします。

提案理由を申し上げます。

地域の自主性および自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行による公営住宅法の改正に伴い、公営住宅法施行令および公営住宅法施行規則が改正され、身延町営住宅条例の一部を改正する必要が生じました。

これがこの議案を提出する理由でございます。

以上であります。

なお、議案の内容につきましては建設課長より説明を申し上げますので、よろしくご審議の上ご議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（柿島良行君）

次に議案第81号の内容説明を求めます。

水上建設課長。

○建設課長（水上武正君）

議案第 8 1 号 身延町営住宅条例の一部を改正する条例について詳細説明をさせていただきます。

平成 2 9 年 4 月、第 7 次地方分権一括法により公営住宅法第 1 6 条第 4 項を追加するなどし、公営住宅法および公営住宅法施行令、ならびに公営住宅法施行規則の一部が改正され、公営住宅建替事業における現地建替要件の緩和、高額所得者の明渡請求の条例委任、認知症である者等の収入申告義務の免除について規定されました。

この改正により公営住宅法につきましては頂ずれ、公営住宅法施行令ならびに公営住宅法施行規則においては条ずれが発生することとなりました。

身延町営住宅条例中、当該令および規則引用箇所においても条ずれが生じたことから、これを是正するため改正を行う必要が生じたものであります。

参考資料の新旧対照表をご覧ください。

条例第 1 2 条第 1 項中、「公営住宅法施行規則第 1 0 条とある」を「第 1 1 条」に改正。

条例第 1 3 条中、「公営住宅法施行規則第 1 1 条とある」を「第 1 2 条」に改正。

条例第 1 5 条第 2 項中、「公営住宅法施行規則第 8 条とある」を「第 7 条」に改正。

条例第 3 9 条中、「令第 1 1 条とある」を「第 1 2 条」に改正。

条例第 4 0 条中、「令第 1 1 条とある」を「第 1 2 条」に改正するものであります。

なお、施行期日につきましては公布の日からとするものであります。

以上で詳細説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（柿島良行君）

以上で町長の提案理由と担当課長の内容説明が終わりました。

日程第 5 議案第 8 2 号 峡南衛生組合理約の一部変更についてを議題とします。

町長から本案について提案理由の説明を求めます。

望月町長。

○町長（望月幹也君）

それでは議案第 8 2 号 峡南衛生組合理約の一部変更についてであります。

地方自治法第 2 8 6 条第 1 項の規定により、峡南衛生組合理約の一部を変更する規約を別紙のように定めるものでございます。

提案理由を申し上げます。

峡南衛生組合管内の葬祭業者による霊柩車の運用が確立されたことに伴い、霊柩運送事業を廃止し、ならびに南部町が同組合に加入し、ならびにそれに伴い同組合議会の議員定数および副管理者の選任方法を変更することにつき、地方自治法第 2 8 6 条第 1 項の規定により同組合の規約を変更する場合の関係地方公共団体の協議は、同法第 2 9 0 条の規定により当該関係地方公共団体の議会の議決を得る必要があります。

これがこの議案を提出する理由でございます。

以上であります。

なお、議案の詳細につきましては、環境下水道課長より説明を申し上げますのでよろしくご審議の上ご議決くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（柿島良行君）

次に議案第82号の内容説明を求めます。

羽賀環境下水道課長。

○環境下水道課長（羽賀勝之君）

議案第82号 峡南衛生組合理約の一部変更について詳細説明をさせていただきます。

内容、背景でございますが、霊柩車運送事業の廃止についてであります。峡南衛生組合の共同処理する事業のうち霊柩運送事業については、管内にある葬祭業者各社による霊柩車の手配運用が確立されているものであります。

続きまして、南部町と峡南衛生組合ならびに組合議会において合併に向けた事前協議を重ね、南部町と峡南衛生組合、ならびに組合議会の同意により平成30年4月1日から峡南衛生組合における業務と南部町環境センターにおける業務を合併統合する予定であります。したがって、峡南衛生組合理約の一部を変更する必要が生じました。

今後は峡南衛生組合を本所とし、南部町環境センターは峡南衛生組合南部支所として業務運営することとなります。

内容につきましては、組織する公共団体に南部町を加える。共同処理する事業のうち霊柩車運送事業を削除する。組織する議会を変更し、組合議員の定数の変更をする。管理者および副管理者の選任方法を変更する。

施行期日

平成30年4月1日から施行するであります。

続きまして、参考資料の3ページをご覧くださいと思います。

新旧対照表をご覧くださいと思います。

第2条、「早川町」のあとに「及び南部町」を追加する。

それから第3条、「霊柩運送事業」を削除する。

第5条、組合定数を「10名」から「12名」とする。

第5条の2として市川三郷町2名、身延町6名、早川町2名、南部町2名の12名で構成をいたします。

管理者、副管理者については、副管理者は3名とし、管理者以外の関係町の長をもって充てるということに変更することとなっております。

以上、議案第82号 峡南衛生組合理約の一部変更について詳細説明をさせていただきました。よろしくご審議をくださいますようお願いいたします。

○議長（柿島良行君）

以上で町長の提案理由と担当課長の内容説明が終わりました。

日程第6 議案第83号 平成29年度身延町一般会計補正予算（第6号）

日程第7 議案第84号 平成29年度身延町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

日程第8 議案第85号 平成29年度身延町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

日程第9 議案第86号 平成29年度身延町介護保険特別会計補正予算（第3号）

日程第10 議案第87号 平成29年度身延町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）

日程第11 議案第88号 平成29年度身延町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）

日程第12 議案第89号 平成29年度身延町農業集落排水事業等特別会計補正予算(第2号)

日程第13 議案第90号 平成29年度身延町下水道事業特別会計補正予算(第3号)

以上の8案件は補正予算案でありますので一括して議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

望月町長。

○町長(望月幹也君)

それでは、議案第83号から議案第90号について提案理由を説明申し上げます。

まず議案第83号 平成29年度身延町一般会計補正予算(第6号)についてであります。

1行目は省略させていただきます、

(歳入歳出予算の補正)

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,917万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ88億7,278万7千円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第2条、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は「第2表 繰越明許費」による。

(債務負担行為)

第3条、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間および限度額は「第3表 債務負担行為」による。

(地方債の補正)

第4条、地方債の変更は「第4表 地方債補正」による。

以下につきましても省略をさせていただきます。

次に議案第84号 平成29年度身延町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)についてであります。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,190万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21億5,446万8千円とする。

以下は今後、省略をさせていただきたいと思います。

次に議案第85号 平成29年度身延町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)についてであります。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億8,401万9千円とする。

次に議案第86号 平成29年度身延町介護保険特別会計補正予算(第3号)についてであります。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ124万6千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ23億3,354万4千円とする。

次に議案第87号 平成29年度身延町介護サービス事業特別会計補正予算(第2号)につ

いてであります。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ14万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ915万2千円とする。

次に議案第88号 平成29年度身延町簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)についてであります。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ438万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億67万7千円とする。

次に議案第89号 平成29年度身延町農業集落排水事業等特別会計補正予算(第2号)についてであります。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ24万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,132万9千円とする。

次に議案第90号 平成29年度身延町下水道事業特別会計補正予算(第3号)についてであります。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ30万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億5,520万6千円とする。

なお、それぞれの議案の内容につきましては担当課長より説明を申し上げますので、よろしくご審議の上ご議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長(柿島良行君)

議事の途中ですが、ここで暫時休憩とします。

再開は9時55分とします。

休憩 午前 9時38分

再開 午前 9時55分

○議長(柿島良行君)

休憩前に引き続き、議事を再開します。

各議案の内容説明ですが議案第85号 平成29年度身延町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号) 議案第90号 平成29年度身延町下水道事業特別会計補正予算(第3号)は人件費のみの補正のため内容説明を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって議案第85号、議案第90号の内容説明は省略します。

それでは議案第83号の内容説明を求めます。

村野財政課長。

○財政課長(村野浩人君)

それでは議案第83号 平成29年度身延町一般会計補正予算(第6号)について説明をさせていただきます。

5ページをご覧ください。

「第2表 繰越明許費」ですが11款1項農林水産業施設災害復旧費を4千万円繰り越するものであります。これにつきましては9月に補正させていただきました3千万円と今回、10月の台風による林道災害復旧事業費として増額させていただきました1千万円を合わせた4千万円の林道富士見山線および三石山線、ならびに折門古関線の災害復旧工事が標準工事日数の確保が不可能なため、繰り越しをするものであります。

6ページをご覧ください。

「第3表 債務負担行為」ですが事項は木喰展普及啓発事業。期間は平成29年度から30年度。限度額は1,357万1千円であります。これは木喰上人の生誕300年を記念した生誕300年木喰展を来年開催するにあたり、テレビ番組やラジオを通じた啓発事業を行うため本年度契約を行う必要が生じたためであります。

7ページをご覧ください。

「第4表 地方債補正」ですが合併特例事業債を1,560万円増額し、限度額を7億9,650万円といたしました。急傾斜地崩壊対策事業費負担金に820万円、身延小学校内部小規模改修および駐車場整備事業に740万円を充当するためであります。

災害復旧事業債を315万円増額し限度額を3,160万円といたしました。林道富士見山線および折八古関線の災害復旧工事の充当するためであります。

10ページをご覧ください。

歳入ですが14款2項1目総務費国庫補助金に353万2千円を増額いたしました。社会保障・税番号制度システム改修に対する補助金であります。

2目民生費国庫補助金に95万5千円を増額いたしました。障害福祉事業の制度改正に伴うシステム改修に対する補助金であります。

15款2項2目民生費県補助金に170万2千円を増額いたしました。子育て支援、医療費助成に対する補助金であります。

4目農林水産業費県補助金に131万9千円を増額いたしました。中山間地域等直接支払制度の事業確定による補助金1万9千円と有害鳥獣の捕獲に対する補助金130万円であります。

8目災害復旧事業費県補助金に650万円を増額いたしました。台風災害による林道富士見山線および折八古関線災害復旧事業に対する補助金であります。

16款1項1目財産貸付収入に17万円を増額いたしました。旧中富中学校の2階を新たに株式会社サイトテックと賃貸借契約を締結したことに伴う貸付収入であります。

18款1項6目福祉教育学校等就学奨励基金繰入金に9万円を増額いたしました。就学奨励金に充当するための繰り入れであります。

19款1項1目繰越金に1,488万2千円を増額いたしました。前年度からの繰越金であります。

20款4項1目雑入に127万4千円を増額いたしました。中山間圃場整備に伴う相又の温泉スタンド移転補償料42万7千円と県の急傾斜地崩壊対策事業に伴う旧三保小学校記念碑の移転補償料84万7千円であります。

11ページをご覧ください。

21款1項3目土木債に820万円、5目教育債に740万円、7目災害復旧債に315万円を増額いたしました。地方債補正で説明させていただきました内容のとおりであります。

続きまして歳出であります。今回の補正では給与等の実績値に伴う人件費の精査により各科目において補正をさせていただいております。人件費につきましては、説明を省かせていただきますので、ご理解をお願いしたいと思います。

12ページをご覧ください。

2款1項1目一般管理費、19節に402万1千円を増額いたしました。社会保障・税番号制度システム改修に対する峡南広域行政組合への負担金であります。

13ページをご覧ください。

9目交通安全防犯対策費、15節に104万1千円を増額いたしました。南部警察署からの要請により防犯カメラを設置する工事費であります。

11目まち・ひと・しごと創生事業費、8節に591万円を計上いたしました。14ページに記載のとおり保育所等入園支度金81万円、小中学校入学支度金510万円を入学前に支給するためであります。

16ページをご覧ください。

3款1項7目障害福祉費、13節に191万2千円を増額いたしました。障害者自立支援給付費等の制度改正に伴うシステム改修の委託料であります。

17ページをご覧ください。

2項1目児童福祉総務費、20節に233万3千円を増額いたしました。高額の医療費請求による増額であります。

19ページをご覧ください。

4款3項1目簡易水道運営費、28節に438万2千円を増額いたしました。公債費等の財源として簡易水道特別会計への繰出金であります。

20ページをご覧ください。

6款1項4目農業土木費、19節に100万円を増額いたしました。要望のありました土地改良事業等施設改修補助金8カ所分であります。

21ページをご覧ください。

2項2目林業振興費、8節に302万円を増額いたしました。鳥獣捕獲数の増加によるものであります。

8款1項1目土木総務費、19節に80万円を増額いたしました。県が施工する急傾斜地崩壊対策事業費の増減により精査したためであります。

22ページをご覧ください。

2項1目道路橋梁維持費、13節に950万円を増額いたしました。町道の除雪業務の委託料であります。

14節に200万円を増額いたしました。町道の崩落土除去作業用の重機借上料であります。

23ページをご覧ください。

10款1項2目事務局費、15節を1,452万1千円減額いたしました。県の急傾斜地崩壊対策事業により旧三保小学校跡地の石碑を移転するための工事費84万8千円を増額と身延小学校のスクールバス乗降所の整備を取り止めたため、工事費1,536万9千円を減額するものであります。

25ページをご覧ください。

5項4目総合文化会館費、11節に87万円を増額いたしました。文化ホールに設備されて

いるシステムスピーカーを修理する必要が生じたためであります。

27ページをご覧ください。

11款1項3目林業施設災害復旧費、15節に1千万円を増額いたしました。10月に発生した台風による林道富士見山線および折八古関線の法面崩落に対する復旧工事費であります。

13款1項17目教育施設整備基金費、25節に69万4千円を増額いたしました。旧中富中学校の2階を新たに貸し付けを行うことに伴い、補助金等に関わる予算の執行の適正化に関する法律第22条の規定に基づき公立学校施設整備費補助金を受けた補助金相当額を基金に積み立てるためであります。

以上、議案第83号 平成29年度身延町一般会計補正予算(第6号)の説明とさせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長(柿島良行君)

次に議案第84号の内容説明を求めます。

熊谷町民課長。

○町民課長(熊谷司君)

それでは議案第84号 平成29年度身延町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)の詳細説明をさせていただきます。

なお6ページ、歳入10款の一般会計繰入金と7ページ、歳出1款の一般管理費は人件費にかかる部分であるため詳細説明は省略いたします。

歳入から説明させていただきます。6ページをお開きください。

4款1項2目療養給付費等負担金915万7千円を増額につきましては、国からの交付決定によるものです。

5款1項1目療養給付費交付金169万1千円を増額につきましては、社会保険診療報酬支払基金の交付決定によるものです。

11款1項1目療養給付費交付金繰越金は883万6千円を増額です。これは平成28年度決算に伴う療養給付費等負担金の超過交付分として予算計上するものです。

2目その他繰越金は800万1千円の減額です。この減額につきましては4款、5款および11款1項1目のそれぞれの歳入の増額補正による財源組み替えによるものです。

次に歳出を説明いたします。7ページをご覧ください。

2款1項1目一般被保険者療養給付費の財源組み替えにつきましては、歳入でご説明いたしました負担金、交付金及び繰越金の補正予算に伴った財源充当によるものです。財源の内訳は説明欄に記載されたものとなります。

9款1項3目償還金は1,168万3千円を増額するもので、内容は平成28年度療養給付費等負担金ほか3件について、額の確定および精算に伴う返還が発生したための増額です。

以上で国民健康保険特別会計の補正予算の詳細説明を終わらせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長(柿島良行君)

次に議案第86号および議案第87号の内容説明を求めます。

穂坂福祉保健課長。

○福祉保健課長(穂坂桂吾君)

議案第86号 平成29年度身延町介護保険特別会計補正予算(第3号)について説明をい



たします。

6ページをお開きください。まず、歳入から説明をいたします。

1款1項1目第1号被保険者保険料、これは介護保険特別会計における一般財源ですが歳出補正に伴い、2節現年度分普通徴収保険料を21万9千円減額します。

次に4款2項国庫補助金の2目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）について37万5千円の減額。3目地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）について19万1千円の増額を行います。これはそれぞれ歳出補正に伴う国の負担割合に応じて算定したものです。

次に4目介護保険事業費補助金48万6千円を補正計上いたします。これは本年第2回定例会において議決していただいた法改正に伴うシステム改修費に国庫補助金が見込めることとなったための措置であります。なお、補助率は2分の1であります。

次に5款支払基金交付金、1項2目地域支援事業支援交付金42万円の減額は歳出補正に伴う第2号被保険者の負担割合に応じて算定をいたしました。

次に6款2項県補助金の1目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）について18万8千円の減額。2目地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）について9万5千円の増額を行います。それぞれ歳出補正に伴う県の負担割合に応じて算定したものであります。

次に7ページをご覧ください。

8款1項一般会計繰入金の2目その他一般会計繰入金を72万6千円減額いたします。内容は、1節8万4千円の増額は歳出1款で補正する人件費補正の財源として一般会計から繰り入れます。2節81万円の減額ですが法改正に伴うシステム改修予算の財源補正でありまして、先ほどシステム改修に対する国庫補助金として4款2項4目に48万6千円を計上したこと。また、のちほど歳出補正に出てまいります但契約差金32万4千円を減額することに伴い、合わせて81万円を減額するものです。

次に4目地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業）について18万7千円の減額。5目地域支援事業繰入金（包括的支援事業・任意事業）について9万7千円の増額を行います。それぞれ歳出補正に伴う町の負担割合に応じて算定したものであります。

8ページをご覧ください。歳出について説明をいたします。

1款1項1目一般管理費24万円の減額についてですが3節、4節は人件費補正であります。13節委託料32万4千円の減額は法改正に伴うシステム改修業務委託に関わる契約差金を減額するものであります。

次に2款保険給付費の補正ですが、1項介護サービス等諸費の補正は平成29年度当初予算の算定時には、平成28年度の給付見込みに過去の実績値から伸び率を加味して予算額を見積もっております。今年度前半の実績から伸び率を修正したことによる増減、また2項介護予防サービス等諸費の補正は、予防の訪問介護と通所介護が本年4月から総合事業へ移行することとなり、当初予算算定時にその移行分を勘案して積算したところですが、やはり今年度前半の実績から推計し直し補正するもので、2款の補正につきましては今年度の必要額を見通した結果、それぞれの科目で増減の補正を行い今後の支払いに備えたところであります。

次に9ページをご覧ください。

5款1項の3目包括的支援事業費32万8千円の増額は人件費補正によるものです。また

4目在宅医療・介護連携推進事業費16万6千円の増額についてですが、この事業は峡南在宅医療支援センターに業務委託し実施しているところ、当該センター職員の人件費を補正する必要が生じたためのものであります。

次に5款2項1目介護予防・生活支援サービス事業費200万円の減額および2目介護予防ケアマネジメント事業費50万円の増額ですが、先ほど2款で触れましたが予防の訪問介護と通所介護が総合事業に移行し、当初予算算定時にその移行分を勘案して積算したところですが、今年度前半の実績から推計し直し補正するものであります。

以上で介護保険特別会計補正予算の説明を終わりました、引き続き議案第87号 平成29年度身延町介護サービス事業特別会計補正予算(第2号)について説明をいたします。

6ページをご覧ください。歳入から説明をいたします。

1款2項1目介護予防ケアマネジメント事業費収入に14万2千円を計上いたしました。総合事業におけるケアマネジメント収入であります。

次に3款繰越金に2千円を計上いたしました。前年度繰越金です。

7ページをご覧ください。歳出について説明をいたします。

1款2項1目介護予防ケアマネジメント事業費、13節委託料の14万4千円の増額につきましては、総合事業における介護予防ケアマネジメントに関わる業務を指定居宅介護支援事業者に委託するものであります。本年度、前半の実績と今後の見通しを勘案した結果、予算不足が見込まれるため増額補正をお願いするものであります。

説明は以上です。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長(柿島良行君)

次に議案第88号の内容説明を求めます。

埜村水道課長。

○水道課長(埜村公文君)

それでは議案第88号 平成29年度身延町簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)について詳細説明をさせていただきます。

歳入から説明させていただきます。6ページをお開きください。

5款1項1目簡易水道一般会計繰入金、1節水道事業費繰入金11万2千円につきましては一般管理費の人件費に充当するものであります。2節の公債費繰入金につきましては、公債費元金に充当するための427万円の増額補正であります。

次に歳出について説明させていただきます。7ページをお願いします。

1款1項1目簡易水道管理費、11節の需用費につきましては、施設の老朽化に伴い修繕が相次ぎ、今後さらに施設の修繕が見込まれるため300万円の増額補正であります。

3款1項1目元金につきましては、1款1項1目簡易水道管理費の増額補正により元金返済に充当予定していましたが一般財源427万円の減に伴う財源組み替えでございます。

以上で議案第88号の詳細説明を終わらせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長(柿島良行君)

次に議案第89号の内容説明を求めます。

羽賀環境下水道課長。

○環境下水道課長（羽賀勝之君）

議案第89号 平成29年度身延町農業集落排水事業等特別会計補正予算（第2号）について詳細説明をさせていただきます。

6ページをお開きください。歳入から説明をさせていただきます。

2款1項3目戸別浄化槽整備事業繰入金24万円を追加計上いたしました。戸別浄化槽整備事業維持管理費へ一般会計からの繰入金であります。

7ページをお願いいたします。次に歳出の説明をさせていただきます。

3款1項1目戸別浄化槽整備事業維持管理費、11節のうち修繕費17万7千円の計上につきましては、市町村設置型整備事業により整備しました7人槽1基分の合併浄化槽内の機能を維持するための修繕費であります。

13節委託料4万円の計上につきましては、11節の修繕に伴い合併浄化槽内の汚泥の汲み取り分の委託料であります。

以上、議案第89号の詳細説明を終わらせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（柿島良行君）

ここで財政課長から議案第83号の内容説明の訂正の申し出がありますので、これを許します。

村野財政課長。

○財政課長（村野浩人君）

大変申し訳ありません。83号の一般会計補正予算、10ページの20款4項1目雑入の説明の中で中山間圃場整備事業に伴う相又の温泉スタンドと申し上げましたが、これは湯平の温泉スタンドの間違いであります。訂正をお願いしたいと思います。よろしくをお願いいたします。

○議長（柿島良行君）

以上で町長の提案理由と担当課長の内容説明が終わりました。

日程第14 議案第91号 町道路線の認定についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

望月町長。

○町長（望月幹也君）

それでは議案第91号 町道路線の認定についてであります。

下記の路線を町道として認定したいので、道路法第8条第2項の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

記

整理番号 S3040

路線名 根子夏作3号線

起 点 身延町根子字夏作反木川右岸河川敷地先

終 点 身延町根子字南坂4261番1地先

延 長 256.1メートル

幅 員 4.8メートルから9.2メートル

整理番号 S3041

路線名 根子亀遊橋線

起 点 身延町根子字山伏屋敷3576番1地先

終 点 身延町根子字馬門3371番1地先

延 長 148.2メートル

幅 員 4.83メートルから14.43メートル

提案理由を申し上げます。

一般県道折門古関線の改築に伴う道路区域の見直しにより、町道として認定する必要が生じました。また、地域住民の利便性を維持する必要があるため、今後は身延町が維持管理するものであります。

これがこの議案を提出する理由でございます。

以上でございます。

なお、議案の内容につきましては建設課長より説明を申し上げますので、よろしくご審議の上ご議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（柿島良行君）

次に議案第91号の内容説明を求めます。

水上建設課長。

○建設課長（水上武正君）

議案第91号 町道路線の認定について詳細説明をさせていただきます。

提案理由にもありますが、一般県道折門古関線の改築に伴う道路区域の見直しがあったため地域住民の利便性を維持するために町道として引き受ける必要があるので町道として認定するものであります。

新たに町道認定する場所は2路線とも身延町根子地内です。

2枚目の関係資料 をご覧ください。

町道根子夏作3号線ですが、起点は根子字夏作反木川右岸河川敷地先から終点は根子字南坂4261番1地先までの延長256.1メートル、幅員4.8メートルから9.2メートルです。

次に3枚目の関係資料 をご覧ください。

町道根子亀遊橋線ですが、起点は根子字山伏屋敷3576番1地先から終点は根子字馬門3371番1地先までの延長148.2メートル、幅員4.83メートルから14.43メートルです。

以上で詳細説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（柿島良行君）

以上で町長の提案理由と担当課長の内容説明が終わりました。

日程第15 発委第1号 身延町議会委員会条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

議会運営委員会委員長から提案理由および内容の説明を求めます。

議会運営委員会委員長 芦澤健拓君。

○議会運営委員長（芦澤健拓君）

発委第1号について説明いたします。

発委第1号

平成29年12月8日

身延町議会議長 柿島良行殿

提出者

身延町議会運営委員会委員長 芦澤健拓

身延町議会委員会条例の一部を改正する条例について

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第109条第6項および第7項、ならびに身延町議会会議規則第14条第3項の規定により提出いたします。

提案理由

従来、特別委員会で行ってきた予算決算審査を議会運営上、常任委員会で行う必要が生じました。

これがこの議案を提出する理由でございます。

議案の説明を行います。議案説明書の4ページをお開きください。

発委第1号 身延町議会委員会条例の一部を改正する条例について

提案理由

従来、特別委員会で行ってきた予算決算審査を議会運営上、常任委員会で行う必要が生じた。

これがこの議案を提出する理由であります。

内容といたしましては、本町議会は当初予算および決算の審査に際し特別委員会を設置して行ってまいりました。

特別委員会は特定な案件を審査するため、その都度、議決により臨時的に設置されることになっております。

予算および決算は常に提出される案件であるため、今回条例を改正し、常設の予算決算常任委員会を設置するものであります。

当初予算および決算は同委員会に付託し、補正予算についてはその内容により、同委員会に付託するか、両常任委員会に付託するかを決定いたします。

予算決算常任委員会の定数は14人。

所掌事務は予算および決算に関する審査を司るというものでございます。

施行期日は平成30年3月1日でございます。

身延町議会定例会参考資料の5ページをお開きください。

新旧対照表が掲げられております。

常任委員会の名称、委員定数およびその所管ということで第2条、常任委員会の名称、委員の定数および所管は次のとおりとするということで、1号、2号に総務産建常任委員会と教育厚生常任委員会について掲載されておりますけれども、このたび第3号に予算決算常任委員会14人、予算および決算に関する審査を司るということで条例を改正するという提案でございます。

以上でございます。よろしくご審議をお願いします。

○議長（柿島良行君）

以上をもちまして本日の議事日程は終了しました。

これをもちまして本日は散会とします。

ご苦労さまでございました。

○議会事務局長（佐野勇夫君）

相互にあいさつを交わし終わります。

ご起立をお願いいたします。

相互に礼。

ご苦労さまでした。

散会 午前10時37分

平成 2 9 年

第 4 回身延町議会定例会

1 2 月 1 1 日

平成29年第4回身延町議会定例会(2日目)

平成29年12月11日  
午前 9時00分開議  
於 議 場

1. 議事日程

日程第1 諸般の報告

日程第2 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである。(13名)

2番	伊藤達美	3番	望月悟良
4番	赤池朗	5番	上田孝二
6番	田中一泰	7番	野島俊博
8番	河井淳	9番	芦澤健拓
10番	福與三郎	11番	渡辺文子
12番	川口福三	13番	広島法明
14番	柿島良行		

3. 欠席議員は次のとおりである。

1番 伊藤雄波



4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

(21人)

町	長	望月幹也	副	町	長	瀧本勝彦				
教	育	長	鈴木高吉	総	務	課	長	笠井祥一		
会	計	管	理	者	笠	井	喜	孝		
財	政	課	長	村	野	浩	人			
町	民	課	長	熊	谷	司				
観	光	課	長	佐	藤	成	人			
産	業	課	長	望	月	真	人			
土	地	対	策	課	長	小	笠	原	正	人
環	境	下	水	道	課	長	羽	賀	勝	之
身	延	支	所	長	佐	野	昌	三		
生	涯	学	習	課	長	高	野	博	邦	

5. 職務のため議場に参加した者の職氏名(2人)

議会事務局長 佐野 勇夫  
録音係 大村 隆

開会 午前 9時00分

○議会事務局長（佐野勇夫君）

相互にあいさつを交わします。

ご起立をお願いいたします。

相互に礼。

（ あ い さ つ ）

ご着席ください。

○議長（柿島良行君）

本日は、大変ご苦労さまでございます。

冒頭ですが広報編集委員会委員長 赤池委員長より広報の写真撮影のためカメラの設置の要望がありましたので、これを許可します。

伊藤雄波議員から欠席届が提出されていますので報告します。

それでは、出席議員が定足数に達しておりますので直ちに会議を開きます。

本日は議事日程第2号により執り行います。

日程第1 諸般の報告を行います。

本日の説明員として、地方自治法第121条の規定に基づき出席通知のありました者の職氏名につきましては、先の会議で一覧表として配布したとおりです。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第2 一般質問。

通告の第1番、野島俊博君の一般質問を行います。

野島俊博君の質問を許します。

登壇してください。

野島俊博君。

○7番議員（野島俊博君）

通告に従いまして一般質問を行います。

まず質問1、持続可能な行財政運営について聞きます。よろしく願いをいたします。

さて行財政プランの基本的な考え方として、地方公共団体の行財政運営は単年度の収支の状況だけではなく、将来にわたる自主的な財政負担の指標が明確化されたことにより、これまで以上に将来を見据えた経営能力が重要視されるとともに地方分権が進む中、一層の自主的・自立的な財政運営が求められております。さらに複雑化・多様化する行政需要のすべてに対応することは容易ではないことから、限られた財源を最大限有効かつ計画的に活用する効率的な財政運営を行っていかねばなりません。

現在、人口減少、少子高齢化、地方分権の本格的な到来など地方自治体を取り巻く環境は大きく変化をしております。また地方自治体の税収は極めて厳しい状況にあり、積極的に行財政改革に取り組み、最小の経費で最大の効果をあげるための努力をしていますが、将来の町の発展を見据えながら、ますます複雑・多様化する町民ニーズや時代が要請する行政課題に的確に対応する必要があると考えております。

また地方自治体の税収は極めて厳しい状況に、積極的に行財政改革に取り組み最小の経費で

最大の効果をあげる努力をしていますが、将来の本町の発展を見据えながら、ますます複雑多様化する町民ニーズや時代が要請する行政課題に的確に対応する必要があると思いますが、いかがでしょうか。そのためには効率的・効果的な行財政運営を目指す必要があると考えますが、本町における取り組みについて聞きますのでよろしく願いをいたします。

それでは質問します。

財源確保のための行財政運営の課題認識と今後の展望について、回答をお願いいたします。

○議長（柿島良行君）

望月町長。

○町長（望月幹也君）

お答えいたします。

本町の財政状況につきましては、9月議会でも報告をさせていただきました平成28年度の決算報告、その健全化判断比率についてですけれども、すべての比率において早期健全化基準を大きく下回っておりまして財政運営は健全でございます。しかしながら少子高齢化による自主財源の減少や地方交付税においても合併算定替えの段階的縮減により、年々減少していることも事実であります。

財政基盤の安定化を図るためには、財政の年度間調整や大規模事業が確実に実施できる基金運営を中心とした持続可能な財政運営が必要となります。多様化・高度化による行政需要に対応するためP D C A、行政評価によりまして優先順位による事業の重点化や事業の見直しを進める一方で、補助金や交付税算入のある有利な起債を活用するなど一般財源の確保に努め、さらには基金の積み立て、ならびに利率の高い起債の繰上償還を実施することによりまして財源の確保および財政の健全化を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（柿島良行君）

野島俊博君。

○7番議員（野島俊博君）

古く自治体経営は、人口増加を基調として右肩上がりの経済成長の中で策定した総合計画に基づいての時代もありました。しかし、今は人口と税収の減少を前提に少子高齢化社会が必要とする多様で高度化する住民ニーズに応えられる自治体経営に取り組む必要があると考えます。

自治体を取り巻く環境は今後も引き続き厳しい状況が予想される中で、行政があらゆる公共サービスを提供することには限界があり、これまで以上に選択と集中に基づく政策と最適な財政運営により自治体経営力を高めつつ、持続可能なまちづくりを目指していくべき必要があると考えております。

さらにこうした時代にあって各自治体はどのような方向性に向かっていけばよいのか、今後想定される環境の中でどのようにして生き抜いていくのか、どのような自治体のあり方が望ましいのであるかを考える必要があると思っております。

それでは次に移ります。

次に1の になりますけれども、賑わいと経済効果について聞きます。

まず1つ目、観光地としての把握すべき経済効果について、直接効果を考えてみますと観光客が観光地域で宿泊費、飲食費、土産品費、入場料、交通費など観光を消費することは、まず観光産業の収入になると思います。間接効果はこの観光産業の収入から利潤、賃金、税金など

の付加価値を差し引いた残りの金額が原材料やサービスの購入に割り当てられます。この原材料やサービスの購入は、これを提供する観光関連産業、例えばホテルを顧客とするクリーニング業者、農産物の生産農家、看板、チラシ製作の企業等の売り上げになると思います。なお、この売り上げは地域内からの購入分と地域外からの購入分に大別されると思います。

次に波及効果を考えてみますと、観光産業が地域内のある産業から材やサービスを購入すると、それはその産業にとって売上料となります。さらに今後もこの需要が見込まれるものとするれば、その産業はこれらの材やサービスの生産に必要な要素、原材料、人材等をさらにほかの産業から購入し生産することになると思います。

このプロセスは材やサービスの購入をとおして多くのほかの産業にも波及していくと考えます。この波及の範囲や規模はその材やサービスの特性、質の高さなどを反映して、それらの生産に必要な原材料やサービスをどのくらい地域内で調達できるのか、また各産業の生産活動の中で従業員に支払われる賃金がどの程度、地域内で費やされるかで異なります。

それでは雇用効果、税収効果、以上この3つの効果からは生産・消費活動から生まれる直接的な経済効果に加えて、生産増加に伴い雇用効果と税収効果も生まれると考えます。

次に経済効果を最大化するための視点について考えてみますと、直接効果を最大化することについて、まず観光入込数を増やす。そして観光地としての知名度、評判を高め観光入込数を増やす。として観光消費単価を向上させる。次に観光地としての付加価値を高め、観光客が地域内で宿泊、飲食、購入する機会を増やして観光消費単価を向上させる。次に間接効果を最大化にすることについては、観光産業が購入する材やサービスの地域内自給率を高める。直接効果の向上をさらに広く波及させるためには、観光産業が購入する材やサービス、例えば食堂で使う食材、ホテルのクリーニング等、できるだけ地域内の関連業者が賄うようにする。そして波及効果を最大化する。

まず、観光産業が購入する材やサービスの地域内自給率を高める。間接効果の向上をさらに広く波及させるためには、観光関連産業が購入する材やサービスをできるだけ地域内の関連業者が賄う。従業員の給料の地域内の消費率を高める。さらに各産業の従業員に支払われた給料ができるだけ地域外に流出しないように生活や遊びで購入・使用される材やサービスができるだけ地域内で賄われるようにする等々、考えられますがここで質問いたします。

1の賑わいと経済効果について、どのように考えているのか回答をお願いいたします。

○議長（柿島良行君）

望月町長。

○町長（望月幹也君）

お答えいたします。

ご存じのとおり本町は少子高齢化と過疎化が著しいことから、地域の活性化を図ることが重大な問題となっております。人口減少は本町の人口構造からも一朝一夕には止められませんけれども、本町を訪れる交流人口を増やすことで町の活性化は図られると考えております。

その施策の一環として既存の資源の活用はもちろんですが、しだれ桜の里づくり事業、あけぼの大豆の六次産業化事業、みのぶ自然の里事業等に取り組み官民協働した新たな観光資源の創設を図っております。

これにより本町への集客を図り、いかに経済効果として波及させられるかが今後の課題となっております。さらなる施策といたしまして町への集客を図り、併せて町内を周遊させるよ

うなソフト事業にも取り組むことで町内への消費をもたらし、地域経済の好循環により町民の皆さまの所得向上や、ひいては町の財源として税収の増加につながればと考えております。

以上です。

○議長（柿島良行君）

野島俊博君。

○7番議員（野島俊博君）

こんなニュースもありました。富士宮やきそばは地域への経済効果は500億円。キーワードはB1グランプリ、B級グルメ、ご当地グルメ、富士宮やきそばということでありました。

では本町の観光まちづくりとはを問うと、まず身延を訪れてよかったと。身延町民が温かかった。身延で働きたい。暮らしたい。そして身延で子どもを育てたい。これらを実現していくため、観光の資源を使って町を活性化することを推進する事業内容はというと、ネットワークづくり、情報の共有や処理の分散、メッセージの公開などが可能になります。そして身延の魅力発掘、創造、ブランディング。3つ目といたしまして町内のイメージ情報の発信。4つ目といたしまして町外への積極的な情報発信。以上を実現するために観光ネットワーク事業を進める。そして事業の目的として、身延町の観光まちづくりの取り組みに向けたネットワーク体制の推進。2つ目といたしまして、町民一人ひとりが観光まちづくりの担い手となる機運の醸成。3つ目、以上、観光まちづくりへの事業展開を行う。そんなふうな考え方もあります。

そして観光交流人口の拡大による地域の活性化を図るためには、地域の日常を観光資源として最大限に生かした住んでよし 訪れてよしの観光地域づくりが必要でございます。地域が主体となった観光地域づくりを自立的かつ持続的に行っていくためには、地域の取りまとめをしていかなければなりませんし、育成が重要となっております。

これらの例えがございますけども、生き生きとした地域づくりと企業活動に向けた多彩な取り組みと国土交通省施策の展開ということで、新たな賑わい創出に取り組んでいる事例がございますけども、これは北海道の小樽市、自然と歴史を生かした観光振興。北海道の上川町で層雲峡温泉花ものがたり。それと静岡県富士宮市が今言った富士宮やきそば等々ございます。奈良県明日香村の賑わいのまち活性化の構想と、そんなふうなこともございます。

本町におきましても世界文化遺産構成資産 本栖湖、県文化遺産 木喰の里微笑館、湯町下部温泉郷、金山跡地、蝙蝠山、三石山林道からの眺望と、こういうものをドローンを使って生きた空撮による情報発信をしていけばいいのではないかと、そんなふうにも考えております。

なお、参考に流れる日本三大急流の富士川、工業団地、眼下のクラフトパーク、眼前の七面山大ガレの眺望等々、いろいろなものがございますけども、こういうものをぜひひとつ、生きた空撮で発信をしていけばいいのではないかなと、そんなふうにも思っております。

それでは質問2のに移ります。

27年前、6割以上の労働人口が12%の高齢者を支えていました。肌色の労働人口のところで、ぴょこんと飛び出している部分、これがいわゆる団塊の世代。1947年、昭和22年から1949年、昭和24年生まれ。われわれの団塊でございますけども、当時40歳の働き盛りで所得税や住民税もたくさん納めていた人たちでございます。思えば、この時代の高齢者は子どもも結構いたので楽しくしていたようでございます。

では、どう乗り越える大介護時代、老老介護を支える高齢介護者、中心となる担い手が自らも介護を要する可能性のある高齢者でございます。そして平成29年4月分の介護保険事業状

況報告書をみますと平成29年4月末の65歳以上、要介護・要支援認定者数は620万人とされており。65歳以上、75歳未満の前期高齢者が75万人。75歳以上の後期高齢者が545万人で後期高齢者が全体の9割を占めております。全高齢人口3,446万人の要介護等認定率は18%ですが、前期高齢者の4.3%に対して後期高齢者は7倍以上の32.1%にのびます。

それでは増加する要介護者等を介護するのは誰なのかと考えますと、厚生労働省によりますと、これを見ますと同居する家族が58.7%を占めております。同居家族の続柄は配偶者が25.2%、子が21.8%、子の配偶者が9.7%でございました。主な介護者の3人に2人は女性でございまして男女とも7割は60歳以上でした。

同居の主な介護者と要介護者等の年齢別の組み合わせは70歳から79歳の要介護者等で同年代の者による介護が半数近くになるなど老老介護が広がっております。

同居の主な介護者の要介護度別の介護時間を見ますと、要介護3以上ではほとんど終日が最多となっております。

同居の主な介護者の約7割は日常生活の悩みやストレスを抱えており、その要因は家族の病気や介護が7割以上と最も高く、次いで自分の病気や介護が3割程度でございます。

それでは質問いたします。

質問2の わが町の2025年問題をどのように認識されていますか、回答をお願いいたします。

○議長（柿島良行君）

穂坂福祉保健課長。

○福祉保健課長（穂坂桂吾君）

2025年問題とは、人口減少を背景として日本の人口構成で最大のボリューム層である、いわゆる団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となることにより医療、介護などの需給バランスに影響が及び医療難民、介護難民といわれるような医療や介護を受けたくても、これを受けられない状況が生ずるというものであります。

本町の状況を見てみますと国立社会保障・人口問題研究所による身延町の人口推計では、今後も高齢者層も含めた各年代層で人口が減少してまいります。一方で高齢化率は上昇を続け2020年以降は前期高齢者の割合はほぼ横ばいから減少に転じますが、介護リスクの高まる後期高齢者の割合が本町の高齢化率を押し上げる形で上昇し、2025年の高齢化率は49%、後期高齢者の割合だけを見ると2025年には30.1%になると見込まれています。併せて住民基本台帳のデータに基づきますと、独居高齢者や高齢者のみの世帯の割合は年々上昇傾向にあり、家庭の扶助力、また過疎化を背景とした地域の課題解決力は低下し、互助・共助・公助という私たちの生活を支える基盤が弱まっていくことが危惧され、このことは大変大きな課題であると認識しているところであります。

以上です。

○議長（柿島良行君）

野島俊博君。

○7番議員（野島俊博君）

言われるとおり、大介護時代とは要介護者が増えると同時に老老介護にあたる高齢者介護者の増大が見込まれる時代でもございます。その支援が極めて重要になると思っております。

要介護者等のいる世帯の構造を見ると単独世帯が28.9%、そして夫婦のみ世帯が21.9%、合わせて半数を超えています。一人暮らしの高齢者が増える中で主な介護者として介護事業者の割合が増加しているものの1割強に留まるようでございます。

今後の大介護時代を支える上で家族の果たす役割は非常に大きいことに変わりはなく、中心となる担い手が自らも介護を要する可能性がある高齢者などであります。

高齢者介護の支援には、適切な福祉用具の利活用や休息の充実などが欠かせません。介護保険サービスをうまく組み合わせて介護者に過重な負担をかけないこと、孤立させないことなどが求められていると考えられます。

また介護にはケアする技術も必要であるといわれています。要介護者の体だけでなく介護者の身体に負担や危険が及ばないためのスキルでもあります。車イスの介護動作についても安全な移乗や移送のための正しい方法を見つけることが重要であるといわれております。

超高齢化社会の大介護時代を乗り越える上では、老老介護を支える高齢社会を安全に安心して介護できる社会システムをつくることが必要不可欠ではないかと思っております。

それでは次に移ります。

質問2の 地域包括ケアシステムの現状の課題とはについて質問いたします。

日本では世界でも類を見ないスピードで高齢化が進んでおります。高齢者の自立は今後の日本の医療財政状況と切っても切れない関係にあると考えます。

まず高齢者の自立を支援する地域包括ケアシステム、現在の日本の人口は65歳以上の高齢者が3千万人以上も占め、2042年には3,900万人でピークを迎えると予想されております。そして先ほど言われたとおり、2025年には第一次ベビーブーム世代の団塊世代が75歳を迎え、医療と介護の需要はさらに増大することが予測されております。高齢化とともに少子化が進む日本では社会保障費の増大と税収の減収が大きな問題となっております。

こうした中、高齢者の尊厳保持と自立生活の支援を目的として住み慣れた地域で最期まで生活することを支援する包括的な仕組みが地域包括ケアシステムであると思っております。

地域包括ケアシステムでは、日常生活圏域に5つの視点による取り組みを行うものとされており、まず介護、そして医療と連携を行い24時間対応の在宅医療か訪問介護、リハビリテーションなどを強化する。介護予防として介護が必要とならないように予防の取り組みや自立支援型の介護を推進する。住まいとして本人の希望と経済力にかなった住環境を確保しバリアフリー化を推進すると。そして生活支援、福祉サービスとして心身の能力低下や経済的理由、家族関係の変化などもあって尊厳ある生活を継続するための支援を行う。

以上、日本では世界でも類を見ないスピードで高齢化が進んでおります。高齢者が自立して生活するためのシステムである地域包括ケアシステムですが、課題が多いことも指摘されております。

ここで質問します。

地域包括ケアシステムの現状の課題と今後の取り組みについてを聞きます。回答をよろしくお願いたします。

○議長（柿島良行君）

穂坂福祉保健課長。

○福祉保健課長（穂坂桂吾君）

地域包括ケアシステムとは、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮ら

しを人生の最期まで続けることができる、このことを目指して、先ほどご質問で触れていただきましたが、次の5つの要素、住まい、医療、介護、予防、そして生活支援、この5つの要素が一体的に提供される仕組みを言いまして、国は先ほどのご質問にあった2025年問題の対策として全国の自治体でこの仕組みを構築することを目指しております。

現在、本町では5つの要素のうち医療と介護につきましては、例えば在宅で療養される方が安心して暮らすためには、これまで以上に医療と介護に関わる者が連携して対応する必要があるとの認識から在宅医療・介護連携推進事業を、また認知症の症状を有する方が増える中で適切な医療や介護サービスにつなげるなどの認知症総合支援事業を通じ、必要な体制や仕組みの整備に取り組んでいるところです。

予防につきましては心身の健康の維持・向上の観点から、地域づくりによる介護予防事業として、いきいき百歳体操の普及啓発を進めています。高齢者が社会との関係において役割と生きがいを見出せるつどいの場をできるだけ住民の身近なところに創出していく、そのような取り組みをさらに継続していきたいと考えています。

最後に住まいと生活支援の点についてですが、先ほどのご質問に対する答弁でも触れましたが、家庭や地域が本来持っていた相互扶助や課題解決の力、機能が弱まる中で自宅での生活を送ることができない、あるいは在宅生活に支障が出るという状況が生まれています。例えば見守りの目が届く住まいや日常生活の困りごとに対する生活支援を提供する仕組みがあれば、もしかしたら在宅生活を継続することができるかもしれません。この点について、今後課題として取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（柿島良行君）

野島俊博君。

○7番議員（野島俊博君）

課長のおっしゃったとおりであると思います。まず、住み慣れた地域で在宅生活が継続できない。そして集合住宅での急速な高齢化、さらに介護サービスの人材不足、以上この日本でも世界でも類を見ないスピードで高齢化が進んでおります。

高齢者が自立して生活するためのシステムである地域包括ケアシステムの課題をちょっと申し上げますと、まず地域包括ケアシステムは高齢者の介護予防、医療、福祉の充実に欠かせない重要施策ですが課題もあると思います。特に医療・介護の連携、75歳以上の高齢者の中には複数の疾患を抱えている人もおります。そういう人たちに安心して生活してもらうためには医療看護サービスと介護サービスの連携が必要になってくると考えます。しかし、現行の在宅サービスでは夜間や早朝の対応という点で、不十分なところがみられるのではないかと考えます。介護者は高齢者に日常的に接する機会が多いために日々の状態の変化なども気づきやすい立場にあります。介護者が被介護者の症状の悪化や急変を察知した段階で迅速に医師や看護師と連携できるような体制の整備が求められております。

そして地域格差、実情や特性は地域ごとに異なるために整えたあとの介護体制に地域間で格差が生じるようでございます。財源やマンパワー、高齢者人口のピーク時期も地域ごとに異なります。先行して地域ケアシステムを整備した市区町村の事例を参考にしつつ、それぞれの地域の特性を加味して両者のバランスを考えながら、整備計画を立てる必要があるのではないのでしょうか。



地域包括ケアシステムに希望を託して、地域包括ケアシステムは今後の日本の未来を明るくする希望の光です。被介護者やその家族にとっては、住まいの地域の地域包括ケアシステムの進捗や充実度が気になるところでございます。親子が離れた地域で住んでいるケースなどでは双方の地域の状況を知っておくことが大切ではないかと思えます。

それでは次に質問2の について質問いたします。

福祉人材の育成は福祉サービスを担う人材の質が直接そのサービスの質の向上につながり、利用する方々の生活の質を左右することから福祉関係者にとっては永遠の課題であると言えます。今日においては法人や施設で職務ごとに求められる役割を整備し、組織におけるキャリアアップの道を明らかにするキャリアパスの導入が促進されていることに伴い、それに対応する研修を効果的に行うための研修体系の構築が課題として掲げられております。

そこでこうした動向等を踏まえ、福祉人材を育成することの必要性とともに今後どのように取り組みを進めていくべきか、改めて考える必要があると考えます。

それでは体系的な福祉人材育成の必要性はというと近年における急速な少子高齢化の進行や障がい児・者の施設から地域生活への移行の流れ、あるいは児童や高齢者などに対する虐待など福祉を取り巻く環境の変化に伴い、福祉課題が多様化・複雑化しております。

このような状況を背景として、福祉サービスの利用者に適切に対応し個々の課題を解決していくためには、より専門性の高い福祉人材の育成に向けて取り組んでいくことが重要な課題となっていると考えておりますが、いかがでしょうか。

それでは質問に移ります。

質問2の 福祉人材の育成などの取り組みについて回答をお願いいたします。

○議長（柿島良行君）

穂坂福祉保健課長。

○福祉保健課長（穂坂桂吾君）

専門性の高い福祉人材の育成という点でご質問をいただいたところでありますが、ちょっと若干その質問から離れたような回答をまずさせていただきます。

平成29年4月1日現在の住民基本台帳データに基づきまして、本町の人口構造を見てみますと稼働年齢層といわれる20歳から64歳までの人口が5,825人、65歳以上が5,462人、その比率は1.06対1となります。1人の高齢者を何人で支えるかというときに使われる例えとして、おおぜいで支える胴上げ型、3人で支える騎馬戦型、1人で支える肩車型というものがありますが、一番厳しい肩車型を維持することが困難な状況が目前に迫っているというのが本町の現状であります。1.06対1という値は日本の2060年の人口推計に基づく割合に近い値ということができまして、つまり本町は日本の40年先の姿を体現しているといえます。

もちろん元気な高齢者もおおぜいいらっしゃいますので、人口構成だけで考えるのは実態にそぐわないわけですが、これまで支え手となり得ると考えられていた年齢層が実数、割合ともに減少するということと言えます。

実際、医療機関においても、介護サービスの事業所においても働き手を確保することが困難な状況となっております。そこで高齢者には百歳体操などを通じて健康寿命を延ばし、いつまでも元気でいてもらうことが大事です。元気な高齢者には支える側にまわっていただいたり、あるいは住民の皆さまの力を結集して、専門職でなくてもできる生活支援や助け合いの仕組み

をつくるなどの取り組みを通じて福祉人材としての支え手の質と量を豊かにしていく必要があると考えております。

専門職の皆さまには非常に困難なケースについてその力を発揮してもらえるように、専門的な知識がなくてもお互いの助け合いでできる支え合い等の仕組みづくりが今後、必要になってくるというふうに考えております。

以上であります。

○議長（柿島良行君）

野島俊博君。

○7番議員（野島俊博君）

本町の現状を詳しく回答をいただきました。これは国においても住民、福祉ニーズの増大と多様化・高度化に伴って今後、特に介護や保育分野において需要がさらなる高まる見通しがなされております。

最新の労働力調査、産業別就業者数を見ると平成27年度医療・福祉分野就業者数は784万人でありまして前年度よりも27万人も増加しています。同年度、厚生労働者は介護分野において団塊の世代が後期高齢者、75歳に差し掛かる平成37年に介護サービスを提供する人材が約38万人も不足すると推計をしております。これまでの供給ペースに加え毎年約6万8千人から7万7千人の人材確保が必要だと発表しております。

福祉の人材確保を取り巻く状況は生産年齢人口の減少、福祉分野のみならず全産業で人材確保が困難な状況の中で現状も将来的にも大変厳しいものであると考えております。

日本の社会を支える福祉人材は非常に重要であり、国や自治体においても福祉人材確保施策は最重要課題の1つとして取り組まれるなど、今後の成果が期待されている分野ともなっております。

今後さらに行政や福祉施設、事業所、福祉人材センターとの関係機関と一体的に取り組みを進めていく必要があるのではないのでしょうか。

次に質問3に移ります。

学校、放課後の安全対策は、再発防止についてということで聞きますけども、質問3の事故防止のマネジメント、PDCAサイクルの取り組みについて質問いたします。

まず危機管理の必要性、学校は児童および生徒、以下児童生徒としますが、安心して学ぶことができる安全な場所でなければなりません。事件、事故、災害、いつどこで誰に起こるかは予想することは困難な場合がありますが、対策がないわけではございません。適切な対策をとることによって危機的状況の発生を防止したり、発生時の被害を低減したりすることも可能になってまいります。放課後や部活、不審者侵入、そして地震、感染症、食中毒などによる適切かつ確実な危機管理体制を確立しておくことが、すべての学校において緊急かつ重要な課題でございます。

それでは危機管理の定義はといいますと、この定義により危機管理を大きい2つに分けると次のようになります。

まず1つ目はリスクマネジメント。危機の予知・予測、過去に発生した自校や他校の事例から危機発生の原因や経過等を分析し検討することによって発生の前兆等を明らかにし、危機の予知・予測に努める。児童生徒や社会の現状、変化等を踏まえ今後発生する可能性のある危機を想定し危機の予知・予測にも努める。危機の未然防止や日常の安全確保に向けた取り組み、

これは日ごろから一人ひとりの児童生徒への継続的な支援、施設設備に関する定期的な点検や各種訓練等により未然防止に向けた取り組みを行う。児童生徒、保護者、地域の人々から情報収集等により危機を予知・予測し問題の早期発見に努め危機に至る前に解決する取り組みを行うと。そして保護者や地域住民、関係機関、団体と連携を図って学校独自の危機管理体制を構築する。

2つ目、クライシスマネジメント、危機発生時の対応や再発防止に向けた対策。緊急事態発生時の対応。初動初期対応。緊急事態が発生した場合、学校の危機管理マニュアルに沿って適切かつ迅速に対処し児童生徒、教職員の生命や身体の安全を守るとともに被害を最小限度に留める。

それでは質問3の 事故防止のマネジメント、P D C Aの取り組みについて聞きます。

同僚議員が過去2回、質問していますが事故防止マネジメントの取り組みについて回答をよろしくお願いたします。

○議長（柿島良行君）

鈴木教育長。

○教育長（鈴木高吉君）

議員からご質問の回答につきましては、学校教育課長から回答をさせていただきますのでよろしくお願いたします。

○議長（柿島良行君）

伊藤学校教育課長。

○学校教育課長（伊藤克志君）

お答えします。

学校の管理下において事件、事故が発生した際、学校および学校設置者はまず児童生徒の生命と健康を最優先に迅速かつ適切な対応を行うとともに、発生原因の究明やこれまでの安全対策の検証はもとより児童生徒に対する心のケアや保護者への説明、再発防止などの取り組みが必要になります。

各学校におきましては、学校保健安全法第29条に基づきまして危険等発生時対処要領を策定し訓練等の実施により明らかとなった課題をもとに改善・改良を行い、実効性のあるマニュアルに見直して全教職員の共通理解を図るよう取り組んでおり、計画・実行・評価・改善のP D C Aサイクルは校内においても確立されております。

以上です。

○議長（柿島良行君）

野島俊博君。

○7番議員（野島俊博君）

まず学校危機管理とは、子どもたちや教職員等の生命や心身等に危害をもたらすさまざまな危機を未然に防げるとともに万一、事件、事故、災害が発生した場合は被害を最小限にするために適切かつ迅速に対処すること、これは言うまでもなく知っていることだと思えますけども、そして事件、事故発生時の対応を事態収拾後に総括して教育再開の準備や再発防止対策、心のケアなど必要な対策を講じるとなっております。未然防止の取り組みについて定期的に評価・改善し日々の教育活動の充実に努める等々がいわれております。

それでは次に移りますけども、3の 他事故に学び得たことについて回答をお願いたします

す。

○議長（柿島良行君）

伊藤学校教育課長。

○学校教育課長（伊藤克志君）

お答えします。

本年度は毎月、定例的に開催をしております各学校長で組織する学校経営研究会におきまして所管課に報告のありました事故等に関する情報を各学校長に周知するようにしております。学校長には他校の状況等も校内の全教職員で共有していただき、自校での事故防止に努めてもらえるよう要請をしております。

また、学校内外での安全対策を児童生徒自身に考えさせる機会を増やすことにも取り組んでいただいております。

なお、放課後における児童の見守り対策といたしまして町内の身延山大学にご協力をお願いし、福祉学科の学生ボランティアによる放課後の見守り活動をただいま試行中です。現在は身延清稜小学校と下山小学校において、学生複数名で低学年を重点的に見守っていただいております。

今後は学習支援等も含めて、どのような内容で実施をしていくのかを小学校側と大学側で調整を行い、平成30年度からは3小学校において放課後の見守り活動が実施できるよう準備を行います。

以上です。

○議長（柿島良行君）

野島俊博君。

○7番議員（野島俊博君）

すごい進捗があったように今、回答がございましたけども、これをよく他事故に学べと言われておりますけども、過去の事故および他校での事故は将来の事故を防ぐための教師でもあります。例えば何か新しいことがあったり、新しい機器を扱ったり、新しい実験を行ったりしたとき、その動作や器具にどういう危険性があるか結果としてどういう事故が起こり得るかは実際にやってみないと分からないことが多いと考えます。しかし、自分たちで実際にやってみるまでもなく、過去にやってみた事例があって失敗して事故という教材を残してくれるとしたら、それはしっかり学ぶべきではないでしょうか。これが事故事例を収集する意義の原点であると思います。

しかし実際に事故例を収集しても、見れば分かりますが自分たちが目的とすることと同じようなことをやって起きた事故事例というのは容易に見つかりません。そこでまず、できるだけ数多くの事故事例を集めておいて、その中から自分たちの目的に合う事故事例を探し出せるようにする。これは初歩的な事故事例収集の考え方でありますけども、網羅的な事故事例データベースが必要とされる事由でもございます。現状ではおそらくそれが最善の方法であり、かつ最低限やっておかなければならないことであろうかと思えます。

それでも目的に合う事故事例が見つければよいほうですが、見つかったとしてもそこから十分に今後の安全対策立案の役に立つ情報が得られるとは限りません。現状は見つけた事故事例の再発防止対策を見て、自分たちで行っている、あるいは行おうとしている対策と比較して、これでよかったのかと安心することもできると考えます。

それでは次に移ります。

質問4、地震対策についてに入ります。

過去の災害から学ぶこと、備えること、続けること、これは平成23年3月11日、東日本大震災が起きた日のことを私たちは生涯忘れることはありません。一方で5年という月日の流れを感じつつもあった平成28年4月14日、熊本地方において震度7の地震が発生をしました。そのあとも震度7を伴う強い揺れが複数回襲うという前代未聞の大地震が発生いたしております。未曾有の自然災害の猛威から逃れ不安におびえる方々の顔が、私ができることは何か、すべきことは何かを改めて強く感じさせました。

地震大国の日本においては、およそ地震から逃れることはできません。しかし、過去の痛ましい災害から学び備えることはできます。そして東日本大震災の教訓を風化させることなく学校、地域、行政が一体となった防災システムを構築する、机上のものにせず、いかなる困難があろうと毎年必ず実行し続ける。その思いから延べ14万人以上が参加した、これは調布市の市長さんの言葉でございますが、今年で5年続けられたと、そういう記事もありました。

それでは質問いたします。

質問4の 熊本地震での教訓はということで回答をお願いいたします。

○議長（柿島良行君）

伊藤学校教育課長。

○学校教育課長（伊藤克志君）

お答えします。

各学校では、熊本地震のように予想を超える被害が発生することもあり得るということ及び訓練と備えの重要性を教訓といたしまして、被災地で実際に起きている事例を児童生徒へ伝えながら避難訓練等の防災教育を実施しております。また学区の広域化、それに伴いスクールバスでの通学が増えたことを勘案し、休校措置や登下校時刻の繰り上げ、繰り下げ措置の早期判断を各学校長へ要請しており、万が一の場合には児童生徒を学校への留め置き措置が確実にできるよう平成28年度から校内への防災備蓄倉庫の設置と防災時に必要となる用具・用品の備蓄を充実するとともに、いち早く校内への緊急情報が伝達できるよう緊急地震速報受信システム、ならびに保護者への情報伝達手段として一斉メール送信システムの導入を行っております。

以上です。

○議長（柿島良行君）

野島俊博君。

○7番議員（野島俊博君）

次に東日本大震災での教訓、そして熊本地震、東日本大震災での教訓から得たマニュアル改定はあるかどうかを一括で回答をお願いいたします。

○議長（柿島良行君）

伊藤学校教育課長。

○学校教育課長（伊藤克志君）

お答えします。

各学校が策定をしております危険等発生時対処要領に定める地震対策には、東日本大震災の教訓を踏まえまして学校における防災体制の中での各教職員の役割分担の明確化を図り、災害時の情報伝達体制の強化に努めてきました。その成果といたしまして保育所、保育園、小学校、

中学校、行政が連携をした身延町内一斉引き渡し訓練の実施や各種情報伝達システムの導入に結び付いております。また未曾有の大震災から児童生徒には命の尊さについて自分自身で考える機会を与え、自分の命は自分自身で守る自助の心構えについても防災教育の中に取り入れていただいております。

また危険等発生時対処要領をはじめとした各種緊急時の応急対策計画書につきましては、先のご質問にもありましたようにP D C Aサイクルによりまして、適宜必要な見直しを行っております。各学校では毎年度当初に各校の危険等発生時対処要領を教育委員会へ提出していただき説明や報告を受けており、職務の担当や避難指示の方法、また避難場所などについて理解をしておるところです。

直近では、地震対策ではありませんが弾道ミサイルへの対処方法についての改定を実施いたしました。

以上です。

○議長（柿島良行君）

野島俊博君。

○7番議員（野島俊博君）

ここで、熊本地震の被害を踏まえて学校施設の整備に関する検討会のコメントというのがありますけども、これをちょっとお知らせしたいと思っておりますけども、この熊本地震で長引く余震に不安を募らせながら、おおぜいの地域住民が避難する中で耐震化が完了していた多くの学校施設が地域の避難場所として大きな役割を果たした。一方で外壁や窓等の非構造部材で古い構造のものや経年劣化したものが落下する等の被害が生じている。

子どもたちの安全確保のためにも耐震化の次の課題として、このような非構造部材の落下防止など、安全対策の観点から老朽化対策が重要であることが浮き彫りになったということでコメントがございました。

災害はいつどこで起こるか分かりません。児童生徒等が安心して学べる安全な施設環境を確保して、また災害発生時に避難された地域住民の安全・安心が担保できる学校施設を整備することが災害の多い、わが国においては不可欠でございます。この提言が全国の学校施設の安全性、防災機能を一層強化して被災地の復旧・復興を進める上での一助となることを念願しております。そういうようなコメントもございました。

以上、他災害あるいは他事故に学ぶことおよび水平展開の大切さがこれで分かると思います。

それでは次に移ります。

障がいのある方が安心できる対応の基本姿勢。障がいの特性を知ってほしい。何をしてほしいかを知っていただきたい。そして対応として、とにかく無理を言わないでほしい。よく調査して行動に移してもらいたい。手続き等も難しいことが多く、よく理解できない場面が多々あるわけがございます。分かりやすく説明してほしい。これは、職員は分かって当たり前のごとでございます。町民は分からないから聞きに来る。分かりやすく説明できる、できないは人事効果、あるいは評価にもあるのではないのでしょうか。障がいの特性に合ったコミュニケーションスキルを身に付けましょう。特に無理を言わないでほしい。コミュニケーションを大切にしてください。相手を知ることから始めてほしい。ニーズをきちんと把握してほしい。そして困っている場面があったら声をかけていただきたい。穏やかなやさしい口調で声をかけてもらいたい。行って怒られるようなことも過去にはありました。障がいがあるからできないと決めつけ

ることはやめてほしい。なぜ怒られるのかよく分からない。無理を強いられることもあるよう  
でございます。こういうことで質問をさせていただきます。よろしく回答をお願いいたします。

○議長（柿島良行君）

穂坂福祉保健課長。

○福祉保健課長（穂坂桂吾君）

それでは の質問についてお答えをしたいと思います。

重度心身障がい者を持つ家族への対応はということで、心身に重度の障がいを併せ持つ方にとりまして、その生活を成り立たせるためには、ご家族をはじめとした支援者の存在が必要不可欠ですので、重度心身障がい者あるいは障がい児ご本人に対する医療、保健、介護、福祉などの各種サービスであっても、ご家族などの支援者の置かれている状況に思いを馳せて対応する必要があると考えます。

例えば重度の心身障がい児の場合、多くはご家族が昼夜を問わず、その生活を支えておられます。そのご家族もまずは子どもの障がいを受け入れるまでの心の葛藤があり、その後の子育てに伴う心身の負担や将来への不安等、単純な言葉では言い表せませんがさまざまな場面でさまざまな困難に直面しながら、それらを乗り越えていらっしゃいます。

また一口にご家族と申しまして母親の立場、父親の立場、祖父母の立場、障がい児の兄弟姉妹の立場によってもそれぞれの方が抱える困難な状況は異なります。

福祉保健課では妊娠期にはじまり出産後の新生児訪問や乳幼児健診、療育相談などの機会、また各種障害福祉サービスの提供時などにご家族と関わる機会がありますので、まずはご本人やご家族などの支援者の気持ちに寄り添う姿勢を基本として対応してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（柿島良行君）

野島俊博君。

○7番議員（野島俊博君）

あと1分45秒ですので、ここで終わりにさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（柿島良行君）

野島俊博君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とします。

再開は10時10分とします。

休憩 午前10時00分

再開 午前10時10分

○議長（柿島良行君）

それでは、再開をいたします。

冒頭でございますけれども、伊藤学校教育課長につきましては体調不良により退席をいたすことを許可します。

次は通告の2番、芦澤健拓君の一般質問を行います。

芦澤健拓君の質問を許します。

登壇してください。

芦澤健拓君。

○9番議員（芦澤健拓君）

10月17日から22日まで町議選がございました。毎日、相当な雨が降りまして私は選挙公報に記載したように下部地区の活性化が身延町の活性化につながる、そういう主張を軸に町内各所で延べ35回の街頭演説を行ってまいりました。9月議会の一般質問でも訴えましたが三沢市之瀬バイパスの建設、本栖湖周遊道路の改修、国道300号線の改良、中部横断道の下部温泉早川インターチェンジの活用、下部温泉の低温源泉の活用、これによって下部地区の活性化を図ることが身延町全体の活性化につながる、そういう主張を街頭演説でも訴えてまいりました。今後はこの主張に則りまして4期目の4年間を過ごしてまいりたいと考えております。

それでは通告に従って質問を行います。

本日はみのぶ自然の里、CCRC、COC+の3点について質問を行います。

はじめにみのぶ自然の里について、計画策定から現在に至るまでの経緯に関して質問をしたいと思います。

先月、11月13日に地方創生総合戦略の検証委員会が開催され、福與議員と私が出席いたしました。会議に提出された身延町まち・ひと・しごと創生総合戦略の効果検証についてという資料の中にいくつか気になる記述がございましたので、これを確認させていただきます。

資料の1ページに「地域に根差した雇用の創出」という表題で、あけぼの大豆六次産業化事業、あけぼの大豆拠点施設とニューツーリズムみのぶ自然の里は平成29年度に運営を開始するのでそれぞれ従事者を雇用する、要するに雇用を促進するという意味の、雇用を創出するという意味の記述でございます。同じく2ページ目には、みのぶ自然の里において民間事業所と連携した企画メニューを開発していくという記述がございます。また当日配布されました平成29年11月発行というアクションプランの10ページ、12ページ、17ページにもみのぶ自然の里の記述がございますけども、このみのぶ自然の里、あるいはニューツーリズムみのぶ自然の里という考え方がいつ総合戦略会議で提案され、アクションプランの中に組み入れられたのか、私にはちょっと疑問があります。

と申しますのも、私は今年2月9日に急逝された同僚議員の松浦君と共に地方創生総合戦略策定会議の委員として、はじめからこの会議に参加してまいりましたけども、ニューツーリズムみのぶ自然の里、あるいはみのぶ自然の里という言葉が出てきたという記憶がまったくありません。生前、松浦君にも確認いたしましたけれども彼もまったく覚えがないと言ってまいりました。

町から提出された、このなかとみ青少年自然の里施設活用計画についてという資料の中にも、みのぶ自然の里（仮称、運営計画書）という資料があって、その中にも総合戦略は平成27年12月に策定されたということが記載されております。もっと具体的に読みますと昨年12月15日に身延町人口ビジョンならびに総合戦略を策定しましたというふうに記述されております。この文書について、先日、政策室長に確認いたしましたところ、たぶんいろんな資料がございますので見落としていたのかと思いますけれども、室長はこれをまだご覧になっていなかったということで、ちょっとなんか変だなという感じがいたしました。

望月仁司前町長の最後の議会でもございましたけれども、平成28年9月議会。補正予算案が提出されまして、その中でみのぶ自然の里という言葉が初めて私たちの前に出てきたわけですから、その前の平成27年12月策定の総合戦略にみのぶ自然の里が組み入れられていたとい



うのは明らかに間違いであると思います。

それでは、いつどのような過程でみのぶ自然の里が総合戦略に組み込まれたのか。指定管理者であるみのぶ観光センターの代表者は商工会の会長で、地方創生総合戦略会議および検証委員会の委員長でもございますので、そのことがこのみのぶ自然の里が総合戦略に組み込まれたこととなんらかの関連があるのかどうか。平成28年9月に提案されたみのぶ自然の里が前年の12月15日に策定されたまち・ひと・しごと総合戦略に含まれていた経緯について、当時の副町長で総合戦略策定会議の責任者でもあった現町長にお聞きしたいと思います。

○議長（柿島良行君）

望月町長。

○町長（望月幹也君）

お答えしたいと思います。

この質問には、本年6月の第2回定例会でも私がお答えをさせていただいておりますので、のちほど議事録をご確認いただきたいと思いますけれども、基本的な根幹を定めております総合戦略と具体的な実施事業を掲載しているアクションプランとの関係につきまして、このあと観光課長が答弁をいたしますのでよろしくお願いたします。

なお、みのぶ自然の里に関していくつか質問の通告をいただいておりますけれども、同じく観光課長が答弁いたしますので、ご了承をいただきたいと思います。

○議長（柿島良行君）

佐藤観光課長。

○観光課長（佐藤成人君）

お答えさせていただきます。

総合戦略のアクションプランにみのぶ自然の里が掲載されているのは問題がないと考えております。地方創生総合戦略は策定した県をはじめ、全ての市町村がKPIを設定するとともにPDCAサイクルにより検証する中で達成度を確認し、必要に応じ見直しを行うことになっております。

本町の総合戦略の基本目標は1．地域に根ざした雇用の創出、2．町を元気にできる人材の育成、3．人の流れをつくり移住・定住の促進、4．結婚・出産・子育て環境の充実、5．特色ある持続可能な地域社会の形成の5つでございます。

この基本目標を達成するためにいくつかの施策とKPI（目標値）を定めております。そのKPIを達成するために実施計画としてアクションプランを作成し、実際に各種事業を行っております。

みのぶ自然の里は1．地域に根差した雇用の創出の中の（5）ニューツーリズムなど、新たな観光の推進の中で、実際のメニューの1つとして、アクションプランにいくつかの事業を計画いたしました。

このような計画の作成方法は一般的で、総合計画においても町の方向性を定め各種事業は実施計画の中で個々の事業を計画していくので、総合戦略で基本目標を立て、その施策の中で策定したKPIを達成するために、実施計画に当たるアクションプランにみのぶ自然の里を掲載してございます。

以上でございます。

○議長（柿島良行君）

芦澤健拓君。

○9番議員（芦澤健拓君）

先ほどお示したなかとみ青少年自然の里施設活用計画についてという、この文書でございますけども、これにはかなり細かく日程的なものも掲載されております。なかとみ青少年自然の里移譲スケジュールということで、県から移譲を受けて、実際にいつからいつまで協議をして、それから改修工事をどのようにして、あるいは町有施設になるのは平成29年1月からであるということで細かいスケジュールが掲載されておりますけども、この文書を作成したのは、誰がどのようにして策定したのか、その点についてお伺いします。

観光課長、先日見ていただきましたよね。

○議長（柿島良行君）

佐藤観光課長。

○観光課長（佐藤成人君）

お答えをさせていただきます。

作成いたしましたのは当時、担当でございました生涯学習課と政策室において作成したものであると思っております。

以上です。

○議長（柿島良行君）

芦澤健拓君。

○9番議員（芦澤健拓君）

これは非常に重要な資料だと思うんですが、要するに全然、まだ自然の里という言葉が出てこないうちから、このスケジュールがきちり決まっております、それからそのほかに私が非常に疑問に思っているのは前に町長にもお聞きしたんですけども、どうして議会にこういうものが、自然の里の話が出る前に示されていなかったのかということについて非常に疑問があります。それは私だけでなく、一番はじめにこの補正予算が出されたときには反対の議員のほうが多かったわけで、ほかの議員の方もそういう疑問をお持ちであろうと思います。ですから改めてここでお聞きしたわけですけども、政策室と生涯学習課で作成したものであるということで、よろしいですか、生涯学習課長。

○議長（柿島良行君）

高野生涯学習課長。

○生涯学習課長（高野博邦君）

移譲スケジュールということでございますが、生涯学習課では県立なかとみ青少年自然の里を所管しておりました。指定管理者として運営していたわけですが、県におきまして自然の里を廃止するという話がありました。それを受け、廃止について庁内で検討しましたところ教育施設としての運営は極めて困難であるという結論に達しましたので、生涯学習課としましては平成28年の3月議会に廃止の条例を上程させていただいて議決をいただいたところです。

以上です。

○議長（柿島良行君）

芦澤健拓君。

○9番議員（芦澤健拓君）

ということなんですよ。だからいろんなことが私たちの目にさらされない中でいろんなことが行われてきたと。この件に関して、町長は当時まだ町長ではなかったわけですけども、いろんな移譲の協議ですとかそういうことはご存じだったんでしょうか。その1点だけ、ちょっとお聞きします。

○議長（柿島良行君）

望月町長。

○町長（望月幹也君）

今、生涯学習課長が答弁したとおり、まずは教育施設として同じ形での営業はおそらく不可能だろうという回答を、まず県のほうにはしております。その後、県のほうと、町の施設も合築でありますので施設をどうするかという協議を進めてきました。ただ譲渡されるか、されないかというのは翌年、28年の夏ごろですか、おおむねの方向を県から示されましたので、そのあと議員の皆さんには、説明会を開かせていただいて、そのときに初めて耳にしたということかもしれませんけども、9月の補正予算に、そのときはもう私は副町長を退任しておりますけども、前町長が設計の予算を計上したというように認識しております。

○議長（柿島良行君）

芦澤健拓君。

○9番議員（芦澤健拓君）

私たちは現町長の立場が非常に微妙なところであるなというふうに考えておまして、前町長のいろんな取り組みの中で無償譲渡とか、あるいはみのぶ自然の里構想みたいなものが生まれてきたのかなというふうに私は考えておまして、その点について何回もお聞きしているわけです。

みのぶ自然の里につきまして、今年中に、年内にスタートするというふうになっているというふうに聞いておりましたけども、先日の議員全員協議会の席上で来年2月にオープンすることが報告されました。そのみのぶ自然の里の今後の運営について、いくつかお聞きしたいと思います。

みのぶ自然の里は、地方創生交付金の申請業務の遅れなどからスタートが遅れています。指定管理者が決まったときに年内にスタートするという説明がありましたけれども、改修工事の延長、漏水というような新たなトラブルの発生、その修復工事などで延期され来年2月にスタートということになったようですけども、指定管理者になったみのぶ観光センターが提出した指定申請書には今年度の収支計画、自主事業の実施計画等が記載されています。開所が遅れている現在、その内容に変更があると思うのですが、変更されているのであれば変更後の収支計画、あるいは事業計画等を議会に報告するべきであると考えますけども、指定管理の委託者として町のほうではどのようにお考えなのでしょう。

○議長（柿島良行君）

佐藤観光課長。

○観光課長（佐藤成人君）

お答えさせていただきます。

議員さんが申されましたように全員協議会でお示したとおり、現在の予定では1月は成人式や消防団の出初め式等もあることから、それを避け1月下旬に竣工式を行い、2月1日にオー

ブンを考えております。

次に収支計画、自主事業の実施計画の変更についてでございますが、おおむね2月1日のオープンの日が決定いたしましたので、自主事業等の積算の見直しを現在、行っております。固まり次第、議員の皆さまに報告させていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（柿島良行君）

芦澤健拓君。

○9番議員（芦澤健拓君）

できるだけ早く、その収支計画、事業計画等を議会に報告していただきたいと思えます。

当初の計画では、みのぶ自然の里は観光情報の発信基地という設定でしたがホームページでは開所日の延期には触れておりますけども、正式な開所日は告知されていないと思えます。私も何回か見てみましたが、その記事が見当たらなかったように思えます。

全国というか世界に本町の観光情報を発信し、流入人口を増やしていくということで新しい写真とか動画の掲載など地域おこし協力隊の隊員が非常に頑張ってくれているようですが、ホームページによる発信等のインターネット発信以外の、何か別の観光情報発信方法については計画があるのでしょうか。

○議長（柿島良行君）

佐藤観光課長。

○観光課長（佐藤成人君）

お答えさせていただきます。

みのぶ自然の里のホームページは、まだ正式にオープンする日が決定していないことなどからアップしておりません。芦澤議員さんがホームページと言われているのは、観光センターが作成しておりますフェイスブックのことだと思っております。2月1日のオープンがある程度決定いたしましたので、できるだけ早くホームページをアップして広くPRしてまいりたいと考えております。

お尋ねのインターネット以外のPR方法としてでございますが、ポスター、チラシを作成し学校や企業、旅行会社やマスコミ等へ広くPRしてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（柿島良行君）

芦澤健拓君。

○9番議員（芦澤健拓君）

ポスター、チラシの製作、あるいは印刷等については、いつごろそれができてくるのでしょうか。こういうことはできるだけ早く、先日も木喰上人の記念展の話がございましたけども、できるだけ早くこういうことをしていかないと、やはり世間にはみのぶ自然の里がどのようなものかということが発信できないと思えますので、その点についてもう一度、ポスター、チラシの作成はいつごろをめどに行うのか、お聞きします。

○議長（柿島良行君）

佐藤観光課長。

○観光課長（佐藤成人君）

すでに発注してございまして、オープンの日とかそういった日付等を入れる、あるいは改修

されました、改修後の完成した写真を差し込むという作業になってございます。近日中に仕上がってまいるとしております。

以上でございます。

○議長（柿島良行君）

芦澤健拓君。

○9番議員（芦澤健拓君）

ついでにというか、そのポスター、チラシの配布、あるいは周知方法についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（柿島良行君）

佐藤観光課長。

○観光課長（佐藤成人君）

お答えさせていただきます。

先ほども申しましたようにポスター、チラシを作成して学校や企業、旅行会社やマスコミ等に配布してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（柿島良行君）

芦澤健拓君。

○9番議員（芦澤健拓君）

指定管理者のみのぶ観光センターが、みのぶ自然の里の今後の運営に責任を負うことになるわけですが、当初多くの議員に反対されたみのぶ自然の里ですが、町長をはじめ全職員が力を合わせ責任を持って運営を行うということで、関連議案に賛成してきた議員も数多くいます。何か問題が起きたときには指定管理者だけでなく、町も問題解決に対応していくことになるのではないかと思いますけれども、その点については町民も大いに興味があると思います。町民と議員との懇談会の中でも、その点については指摘されてまいりました。誰が最後に責任を取るんだみたいな話まで出ておまして非常に私たちもびっくりした思いでしたけれども、町長をはじめ町ぐるみで、みのぶ自然の里を運営していくということで、多くの町民も私自身も町が最後まで責任を持って運営していくものであると思っていましたけれども、先日お聞きしたところによりますと、要するに町がやる事業では地方創生の交付金が出ないと。一般の業者、あるいはNPO法人のようなところが実際に担当することによって地方創生の交付金も出るんだというふうな話をちょっと耳に挟んだので、そういうことだろうかと思いましたが、今後、みのぶ自然の里に対する対応、町としての関わり方についてはどのようにしていく予定であるのか、お聞きします。

○議長（柿島良行君）

佐藤観光課長。

○観光課長（佐藤成人君）

お答えさせていただきます。

運営につきましては、指定管理者の受託者であるNPO法人 みのぶ観光センターが行います。だからといって町はすべてお任せというわけではございません。施設の管理者である町とNPO法人 みのぶ観光センターが連携を密にし、しっかり運営してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（柿島良行君）

芦澤健拓君。

○9番議員（芦澤健拓君）

その町としては関わり方の中で、地方創生の交付金の申請あるいは受給についての手続きがこれからもあると思いますけれども、この地方創生交付金についてはこれで終わりなのか、あるいは3年間の委託期間ですか、4年ですか、毎年その交付金がいただけるような仕組みになっているのか、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（柿島良行君）

佐藤観光課長。

○観光課長（佐藤成人君）

お答えさせていただきます。

本年を含めて3年でございます。3年、交付金がいただけるということでございます。

以上です。

○議長（柿島良行君）

芦澤健拓君。

○9番議員（芦澤健拓君）

その地方創生交付金、みのぶ自然の里経営試算ということではいただいている資料には28年度、これは施設の整備でございますのでちょっと種類が違うのかも分かりませんが、これが3,672万9千円。1年目が2,500万円。2年目が1,306万2千円。3年目が524万5千円というふうに掲載されておりますけれども、これで間違いはないでしょうか。

○議長（柿島良行君）

佐藤観光課長。

○観光課長（佐藤成人君）

お答えさせていただきます。

国のほうに提出した計画では、そのような数字だと思っております。

以上です。

○議長（柿島良行君）

芦澤健拓君。

○9番議員（芦澤健拓君）

一時申請がちょっと問題があるんじゃないかということで、たぶん総務省でしょうね、いくつか指摘をされたわけですけども、その点について今後、毎年、交付金の申請をしていくのか、あるいはもうすでに交付金の申請そのものが済んで、今後3年間は受給されるということで理解してよろしいでしょうか。

○議長（柿島良行君）

佐藤観光課長。

○観光課長（佐藤成人君）

お答えさせていただきます。

平成30年度につきましては、年が明けた来年1月頃になると思いますけれども、申請書を提出する予定になっております。

以上でございます。

○議長（柿島良行君）

芦澤健拓君。

○9番議員（芦澤健拓君）

ということは毎年そういう申請をするという理解でよろしいのでしょうかね。

次に建築工事の進展状況につきましては、先ほどの話でいくとフェイスブックに何回も掲載されているわけですが、今のみのぶ自然の里にとって最も重要な問題は、私は施設へのアクセス道路と駐車場の改良、改善であるというふうに考えております。検証委員会の席上でも福與議員から同じようなご指摘がございました。以前、私も観光課長に今からやるべき最優先事項は道路と駐車場の改善であるというふうに申し上げたことがございますけれども、この点はどうなっているのでしょうか。改修について何か計画があればお聞きします。

○議長（柿島良行君）

佐藤観光課長。

○観光課長（佐藤成人君）

お答えさせていただきます。

すでに昨年度から町長の指示を受けまして建設課において待避所、また側溝への溝蓋を掛けるなどの工事を先行して行っております。本年度も同様に工事を進めてまいりたいと思っております。駐車場につきましては、改修工事を行った際に整地や碎石敷き均し等を行いました。

以上でございます。

○議長（柿島良行君）

芦澤健拓君。

○9番議員（芦澤健拓君）

もちろんこの改修、改善につきましては利用者の便宜を図るということで、その点はもう十分にこの計画として、お客さまに満足していただけるような形になっているのかどうか、その点はいかがですか。

○議長（柿島良行君）

佐藤観光課長。

○観光課長（佐藤成人君）

お答えさせていただきます。

ご利用される方に十分満足していただけるかという点につきましては、非常に難しいところがございますが、今現在できる限りのことをやっているところでございます。

以上でございます。

○議長（柿島良行君）

芦澤健拓君。

○9番議員（芦澤健拓君）

ぜひともその点については一番、私はこれが重要な部分で、いかにあの場所に、平須の高いところに行けるのかということが、利用者にとっては非常に重要なことであるというふうに考えておりますので、ぜひともその点については今後、お客さまにご満足いただけるような形に改修をしていただきたいと思います。

みのぶ自然の里では地産地消で食事を提供するというので、アクションプランの10ペー

ジには地場の食材を活用した田舎料理を考案するというふうにかかれております。人口減少によって周囲の農業従事者も非常に減少しているということは明らかでございます、本当に地場の食材で料理を提供できるのかどうか、そういう懸念がございます。地場の食材を供給する地産地消について具体的な方策があるのかどうか、その点についてをお伺いします。

○議長（柿島良行君）

佐藤観光課長。

○観光課長（佐藤成人君）

お答えさせていただきます。

地元の区長さんには食材の提供のお話しをし、ご協力をいただける返事をいただいておりますことは議会でも報告させていただきました。当分の間は安定的な量の確保が難しいと思っております、現段階で地元の野菜等を取り扱っておりますＪＡふじかわ直売所から食材を仕入れ、配達などを行っていただけることになっております。また産業課からは、あけぼの大豆拠点施設で加工いたしました冷凍のあけぼの大豆のむき枝豆を優先的にご提供いただき、随時新たなあけぼの大豆料理が考案できるようになっております。

なお、観光は近隣の町や観光施設等との連携は必要不可欠であるとの考えから峡南地区の食材、例えば、市川三郷町の大塚ニンジン、早川町のモグラウリなども地元の野菜として使ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（柿島良行君）

芦澤健拓君。

○9番議員（芦澤健拓君）

本当にこの地産地消のための食材ですね、農業から出てくるものがほとんどでしょうけども、人口減少ということで大変、周囲の農業従事者が減少しているのは事実でございますので、これが一番のネックになるんじゃないかなというふうに私は考えておまして、その点をできるだけ多くの人に協力していただくという形、あるいはＪＡふじかわの協力を得るという形で進めていっていただきたいというふうに考えております。

それからこの地場の食材で料理を提供する、あるいは新しい田舎料理の考案ということは、できればみのぶ自然の里だけではなく、例えば下部温泉の料理とかそういうものにも生かしていけるような、そういう形で考えていっていただければありがたいなと考えますので、よろしくお願いたします。

次に身延町版のＣＣＲＣについて、お聞きします。

アクションプラン３２ページにはＣＣＲＣを推進し、空き校舎等を活用した福祉サービスによる移住定住の推進というふうに掲載されております。また効果検証に関する冊子には、移住定住の取り組みとしてＣＣＲＣを推進している。平成２８年度には県内全大学と地域間が協働して雇用を創出し、地域の未来創生につなげるＣＯＣ＋ＣＣＲＣに参加し、また山梨県が中心となって組織する生涯活躍のまち・やまなしの８名の委員の一員として参加して、日本版ＣＣＲＣの課題、方向性の検証を行い、身延町版ＣＣＲＣの導入検討の第一段階として取り組みを開始したというふうにあります。この内容について、いくつかお聞きしたいと思います。

ＣＣＲＣというのは英語のContinuing Care Retirement CommunityというＣＣＲＣという頭文字でございます、直訳すると継続的なケア付きの



高齢者たちの共同体ということになりますけども、仕事を引退した人たちが第二の人生を健康的に楽しめるように設計された継続的なトータルサービスシステムという、アメリカで生まれた概念だそうでございます。

先ほどの同僚議員の質問の中で、地域包括ケアシステムということについてやりとりがございましたけれども、これを地域包括ケアシステムと比較するとちょっと違うような感じがいたしますけれども、これは健康な人たち、自立している人たちをなんとかしようという、ヘルシーピープル計画というアメリカの計画の中で、2010年にアメリカでは高齢化社会に突入する、そういう現実を積極的に捉えて1980年から高齢者が健康で自立した楽しい人生を送れるようにということでその計画をつくったと。国や民間企業、大学などが協力して寝たきり老人を減らして健康寿命を延ばすという挑戦を行っているそうです。その結果、人口は日本の約2倍であるにもかかわらず、寝たきり老人の数は日本の約5分の1という、そういう素晴らしい効果をもたらしているそうです。

日本でもこのヘルシーピープル計画を真似てというか、ならって、健康日本21というのを作成してやっているようですけれども、この中で言っている野菜350グラム以上とか、肉をやめて魚にしましょうとかというのは、もともとアメリカがこういうことを考えてきて、それを健康日本21でも取り上げているのではないかなというふうな、私は感じがしております。

アメリカのCCRCは自立した高齢者用の自立型高齢者住宅、なんらかの支援が必要になった高齢者用の支援型高齢者住宅、介護が必要になった高齢者用の看護型高齢者住宅という3タイプの集合住宅と医療機関が併設されているというもので、可能な限り早い時期から社会生活を引退した人たちが自立した生活、要するに寝たきりにならないような生活ができるように支援し、かつ医療面でも介護面でも十分なケアをすることで寝たきり老人になることを防ぐという、そういう目的のシステムであるそうです。

高齢者が自立しているうちに施設に受け入れ、医療施設を利用して寝たきり老人にならないように見守り、安心な老後を確保するということが現在、日本で行われている、先ほど申し上げましたような、地域包括ケアシステムのような高齢者対策とは大きく異なっているように感じられます。

日本のこういう介護に関するいろんなシステム、形は政府が出す金を惜しんで、できるだけ政府の負担にならないような、そういう形でやっているような気がしてならないんですけども、実際のところ、地方の福祉保健課の仕事なんか非常に厳しい、苦しい仕事になっているし、特別養護老人ホームなんかの仕事もどんどん負担を増やして行って金は出さないというふうな形になっていると思いますので、この点は今後改めていってもらわなければならないなというふうに考えております。

最後に身延町版CCRCというのは、このようなアメリカ型のCCRCを基本にして開発する日本型CCRCというような最先端の施設を目指すものなのか。あるいは従来型のいわゆる養護老人ホームのようなものを目指しているのか。その点について、地方創生総合戦略の責任者でございます副町長にお聞きしたいと思います。

○議長（柿島良行君）

瀧本副町長。

○副町長（瀧本勝彦君）

CCRCについてということですが、担当課長から答弁いたしますのでよろしくお

願いたします。

○議長（柿島良行君）

穂坂福祉保健課長。

○福祉保健課長（穂坂桂吾君）

国が示す日本版ＣＣＲＣ構想の概要は、東京圏をはじめとする都市部の中高齢者が希望に応じて地方やまちなかに移り住み、多世代の地域住民と交流しながら健康でアクティブな生活を送り、必要に応じて医療介護を受けることができるような地域づくりを目指すというものであります。

背景には、先ほどの野島議員のご質問にありました２０２５年問題、つまり今後東京圏では急激な高齢化局面に突入し、医療や介護施設の不足が深刻化する懸念があること。一方、都市部からの人口流入により、地方部における人口減少の改善に有効であることなどがあると認識をしております。

このような日本版ＣＣＲＣの考え方に対しまして、本町における現段階での考え方は都市部からの移住者を受け入れることは想定をしております。町内で生活をされている方を対象とした町域内移住の考え方であります。平成２６年２月の豪雪では長期間孤立した山間集落もありました。また独居や高齢者のみの世帯が今後も増加することが予想される中、なんらかのきっかけで自宅での生活が困難となり、住み慣れた身延町を離れざるを得なくなるようなケースもあるのではないかと思います。このような本町の地域性、事情を考慮しながら国のＣＣＲＣ構想とは趣が異なりますが、身延町版ＣＣＲＣを検討することとした次第であります。

なお、養護老人ホームのようなものなのかというご質問ですが、イメージ的には集合住宅でありまして、個々の生活を基本としつつ必要に応じて医療、介護、福祉サービスが生活を支えるものというふうに考えております。

以上です。

○議長（柿島良行君）

芦澤健拓君。

○９番議員（芦澤健拓君）

ということは、身延町版のＣＣＲＣというのを今、聞いていると、例えば高いところで一人で住んでいるというふうな方がいらっしゃるんですけども、そういう方を、山からおりてきてもらって集合住宅に住んでもらうというふうな、そういう、いわゆるコンパクトシティみたいな、そういう考え方なんでしょうか。

○議長（柿島良行君）

穂坂福祉保健課長。

○福祉保健課長（穂坂桂吾君）

１つの、対象者の例として申し上げましたので、山間にお住まいの方のみを対象としているのではなく、先ほども申しましたが高齢者のみの独居の世帯、あるいは高齢者のみの世帯が今後も増えていく中で、例えば医療的なケアが必要で入院された方が入院でのケアは必要なくなったときに、在宅へ戻りますといったときに、やはり独居である場合は大変、なかなか難しいというようなことも考えられるところであります。そのようなケースが今後増えてくるのではないかと思います。そういうことも想定できるわけでありまして、例えばそういったときに見守り付きの、第二の住宅といいますか、実際のご自身の家ではないのですが第二の住宅があって、一定期間、

見守り付きの中で過ごしていただくとか、そういったことが今後必要になってくるのかなというところを考えているところでもあります。必ずしも山間の方を対象にして考えていくということではございません。

○議長（柿島良行君）

芦澤健拓君。

○9番議員（芦澤健拓君）

下部地区の大山というところに1人で生活している方がいらっしゃいまして、女性なんですけども、今は本当に元気でピンピンして生活しておられますけども、本当に何かあったときにはどうなるのかなというそういう心配がありましたので、そういう高いところに1人で住んでいるとか、あるいは高齢者が2人だけで住んでいるとか、そういう方も当然そういう集合住宅に引き取っていただければ大変いい形になるのかなというふうに考えましたので、今ちょっと言ってしまったんですけども、身延町版CCRCというのは、そうすると集合型住宅、それからそれを取り巻く医療施設、そういうふうなことで考えているというふうに今、お聞きしたんですけども、そういうものについて何か書いたものとかあるんでしょうか。資料です。

○議長（柿島良行君）

穂坂福祉保健課長。

○福祉保健課長（穂坂桂吾君）

のちほどの質問にもかかってくるところなんですけども、まだ具体的にお示しできるような書いたものとか、そういったものはございません。まさに担当課としての構想のレベルであります。

○議長（柿島良行君）

芦澤健拓君。

○9番議員（芦澤健拓君）

次の質問に関わってくるということで、どこでその企画検討を行っているのかということをお聞きする予定だったんですけども、今のところ課長の頭の中にあるだけでペーパーにはなっていないということらしいんですけども、この身延町版CCRC、非常に重要な問題であるということ、それから私たちが卒業した下部小中学校がすでにないし、町長の卒業された久那土小中学校もすでに廃校になっているということで、そういうところをできるだけ利用していただいて集合住宅等に利用していただくということも必要なことではないかなと思います。そうすると今のところ身延町版CCRCの企画検討は福祉保健課、あるいは福祉保健課長の頭の中で行われているということによろしいですか。

○議長（柿島良行君）

穂坂福祉保健課長。

○福祉保健課長（穂坂桂吾君）

それでは2番目の質問にお答えさせていただきますが、身延町版CCRCにつきましては、福祉保健課が所管し検討することとなりまして、昨年度は先ほどご質問の中でもございましたとおり、山梨県における日本版CCRCの課題や方向性を探るために設置されました生涯活躍のまち・やまなし研究会の一員として先進地視察も行ってまいりました。

ごく限られた事例を視察したわけですが、感想としましては都市部の高所得者を対象として成り立つ事業であるのかなというものであります。施設整備に必要な初期投資やその後の運転資金を考えればそうならざるを得ないのかもしれませんが、先ほど申し上げました町域内移住を前提

としますと、高い費用を負担してまでも移り住もうという方がいらっしゃるかどうか、事業としての採算性が大きな課題であるというふうに認識をしております。

なお、山梨県の先ほど申しました研究会では生涯活躍のまち・やまなしの望ましい姿として、まずは受け入れる側の地域住民が幸せを享受できるようなまちづくりを模索することが重要であるとの考え方のもと、生涯活躍のまちを検討する際のモデルをいくつか示しております。この検討会の成果も参考にしながら身延町版ＣＣＲＣについて、今後、町の研究会を組織しまして事業化の可能性等を探ってまいりたいというふうに現段階では考えているところであります。以上です。

○議長（柿島良行君）

芦澤健拓君。

○9番議員（芦澤健拓君）

ぜひ早いうちにこの点については、企画検討を行っていただきたいということをお願いしておきたいと思います。

最後にCOC+ということでお聞きしますが、COC+、COCはCenter of Communityということで、なんかこれだけ見るとよく分からないんですけども、文科省の提案によって地域の拠点大学による地方創生推進事業という構想もとになっていると。地域の拠点大学が自治体や地域の企業等と連携して、学生にとって魅力ある就職先をつくり出したり、地域が求める人材を養成するために必要なカリキュラムを設けたりすることで地方創生の中心となる人の集積を図るといことが目的のようです。

これは県内のいくつかの大学との提携によるＣＣＲＣの推進という意味で、先ほど福祉保健課長からもそんなような内容の話がございましたけれども、このCOC+というのは具体的にどのようなものをイメージしているのか、おそらく初めて耳にした方も多いのではないかなと思いますので、その点について副町長、お願いいたします。

○議長（柿島良行君）

遠藤政策室長。

○政策室長（遠藤基君）

お答えいたします。

COC+とは、先ほど議員さんが申し上げたとおり文部科学省が支援する補助事業でありまして、地の拠点大学による地方創生推進事業のことでございます。本町では山梨大学が事業責任大学となりまして、平成27年度から取り組んでいるオールやまなし11プラス1大学と地域の協働による未来創出の推進をテーマとする事業に参加しております。

この事業は平成28年度から本格的にスタートいたしまして、幹事大学を中心に新たな雇用の創出分野としてツーリズム、ものづくり、子育て支援、ＣＣＲＣの4つの事業に取り組んでおります。身延町ではこの4つの事業のうちツーリズム、子育て支援、ＣＣＲＣの事業に協働する協定を結びまして、大学と協働してそれぞれのテーマについて研究・検討することとなっております。

以上でございます。

○議長（柿島良行君）

芦澤健拓君。

○9番議員（芦澤健拓君）

それに関連することですので次の質問に移りますけども、COCについて身延町版CCRCを実現するために現在どの大学とどのように提携して進めておられるのか、その点についてお聞きします。

○議長（柿島良行君）

遠藤政策室長。

○政策室長（遠藤基君）

本町におきましては、先ほど協定している大学とやっていくのですが、参加している大学につきましては、山梨県内の山梨大学をはじめとする11大学と横浜市立大学の12大学となります。特にCCRCについては、山梨英和大学を幹事大学といたしまして山梨県立大学、身延山大学、山梨学院短期大学、横浜市立大学が参加いたしましてCCRCのテーマと取り組んでいるところでございます。

本町では総合戦略に掲げている身延町版CCRC実施の検討過程において、COC+と協働して取り組みまして事業実現に向けて模索していきたいと考えております。

また、今年度中にCOC+の参加学生によるワークショップ形式のCCRC現地実習型研修も開催されまして、町に対して研修成果としてのプレゼンテーションも実施される予定でございます。

○議長（柿島良行君）

芦澤健拓君。

○9番議員（芦澤健拓君）

COC+という大学と一緒に提携してやっていくということで、相当、進んだ形になるのではないかなというふうに考えておりますけども、このCCRCにつきましては、先ほど福祉保健課長からの構想もありましたけども、非常に金のかかる問題なんですよね。だからこの点を検討していくのには、やはり自然の里と同様に町全体として取り組んでいく、どういうふうにしてCCRCをつくるのかという問題は非常に大きな問題で、かつ先進的な事業になるのではないかなと。これを本当に成功させれば県内だけでなく、全国からそういう先進地ということで、いろんなメリットが出てくるのではないかなと思います。ぜひこのCCRCの企画検討を急いで進めていただきたいというふうに希望して私の質問を終わります。

○議長（柿島良行君）

芦澤健拓君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とします。

再開は11時15分とします。

休憩 午前11時05分

再開 午前11時15分

○議長（柿島良行君）

再開します。

次は通告の3番、渡辺文子君の一般質問を行います。

渡辺文子君の質問を許します。

登壇してください。

渡辺文子君。

○11番議員（渡辺文子君）

私は3点について質問をいたします。

まず1点目、教育施設の整備についてということで質問をいたします。

教育施設全体の整備の計画、これがいつになるのかということなんですけれども、これは3月議会、それから9月議会の同僚議員の一般質問にもお答えになりましたけれども、プロポーザルということで、今、委託をして期日が7月14日から3月15日までということで委託をされているということだったんですけども、この今どういうことをしているのか、それから3月15日までにそれがきたら、どういうふうなことで整備というのは進んでいくのかということでお尋ねをいたします。

○議長（柿島良行君）

鈴木教育長。

○教育長（鈴木高吉君）

渡辺議員さんのご質問に対しましては、学校教育課長がお答えをいたしますのでよろしくお願ひします。

○議長（柿島良行君）

伊藤学校教育課長。

○学校教育課長（伊藤克志君）

お答えします。

ただいま渡辺議員からご質問がありましたとおり、同業務委託につきましては平成30年3月15日が履行期限となっております。現在までのところ、予定しておりました各種資料の精査、必要な調査等につきましては終了しております。ただいま、それら調査していたもののデータの分析、解析を行っておりまして、それに基づく計画書のほうの策定に入っております。進捗状況は順調に進んでおりますので、予定どおり年度内には計画書が完成する見込みとなっております。

以上です。

○議長（柿島良行君）

渡辺文子君。

○11番議員（渡辺文子君）

それは学校施設整備計画ということで、全体の学校施設の整備をどうするのかということで、具体的に計画案が出されるということなんですか。そこのところがちょっとよく分からないので。

○議長（柿島良行君）

伊藤学校教育課長。

○学校教育課長（伊藤克志君）

お答えいたします。

現在、策定中の計画書につきましては、平成30年4月に開校いたします身延小学校を含めまして今後、維持をしていくことになる学校教育関連施設、小学校3校と中学校1校、また学校給食センター2施設につきまして、それぞれの施設をどのようなスパンで、どのように維持していくのかというような個別計画も含めての計画書となります。

以上です。

○議長（柿島良行君）

渡辺文子君。

○11番議員（渡辺文子君）

そうすると前にも軟弱地盤解析業務とか、高度安全性確認業務とかということで一般質問でお答えになったと思うんですけども、現在の今ある小中学校、それから給食センターの安全性というか、そういうものということで、あと新しい中学校に関してはどのような、そこでは状況になっているのでしょうか。

○議長（柿島良行君）

伊藤学校教育課長。

○学校教育課長（伊藤克志君）

お答えいたします。

本年第3回定例会でもお答えをいたしましたとおり、本計画の中では新しい中学校につきましても具体的に新しい校舎を建てるとすれば、町の中央付近ということで漠然となっておりますので、どこに適地があるかという候補地につきまして絞り込むことになっており、また新たな教育環境としてどのような校舎がふさわしいかというような具体的な構想につきましても、この計画書の中で検討することになっております。

以上です。

○議長（柿島良行君）

渡辺文子君。

○11番議員（渡辺文子君）

では今ある学校、中学校を含めてのいろんな調査、それから新しく建てるとしたらどういうところが適地なのかということで、人数とかそういうものを勘案する中でどのくらいの面積があるのかとか、そういうようなことも含めた計画が3月15日には出てくるということで理解をしてよろしいでしょうか。

○議長（柿島良行君）

伊藤学校教育課長。

○学校教育課長（伊藤克志君）

お答えします。

3月15日というのは、業者からの成果品の提出期限が3月15日ということでありますので、それを踏まえて検討ということも必要になる場合がありますので、平成30年の3月中には計画書の完成というスケジュールで取り組んでおります。

以上です。

○議長（柿島良行君）

渡辺文子君。

○11番議員（渡辺文子君）

ではその調査結果が出てきて、それで町としてもどうしようかということで計画を練ると。それが出るのが3月いっぱいということなんですね。

○議長（柿島良行君）

伊藤学校教育課長。

○学校教育課長（伊藤克志君）

お答えします。説明が言葉足らずで大変申し訳ありません。

3月15日までの間には当然、業者も踏まえまして調査結果等も解析した上で計画書につきましては検討しております。それで成果品として上がってきたものを教育委員会へ諮りまして、それで認めていただきましたところで計画が完成ということになりますので、それも含めまして年度内というふうに考えております。

以上です。

○議長（柿島良行君）

渡辺文子君。

○11番議員（渡辺文子君）

例えば新しい中学校を、それが出てきたときは予定候補地、大体どこらへんみたいのところまで出てきて、では具体的にどのような中学校をつくるのかというのは、またあとの話になるのでしょうか。そのところがちょっとよく分からないんです。

○議長（柿島良行君）

伊藤学校教育課長。

○学校教育課長（伊藤克志君）

お答えします。

先ほどもお答えさせてもらいましたとおり、新しい中学校の検討につきましては、適地がどのへんになるのかということをお字では示せるようにということと考えております。また新しい中学校の面積ですとか、機能につきましても基本構想的な部分は今回の計画書の中で立案する予定になっております。具体的にそれを着工、実施設計ということになるとそれはまた今後のことということになります。

以上です。

○議長（柿島良行君）

渡辺文子君。

○11番議員（渡辺文子君）

大体分かったんですけども、やっぱり身延町で唯一の中学校を建設するというので、それにはいろんな人の声を反映するべきだというふうに私は思うので、教育委員会とか業者だけの問題ではなくて、やっぱりどういう中学校がいいのかみたいなことは広く町民の皆さんとか卒業生とか、そういう方たちの意見も踏まえる必要があるんじゃないかなというふうに思っているんですね。そういうような、設計のときにはというふうにおっしゃったけども、そういう声は反映できる余地があるのかどうなのか、そこをちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○議長（柿島良行君）

伊藤学校教育課長。

○学校教育課長（伊藤克志君）

お答えします。

現在の下山小学校、この校舎を建てるときにも実施設計を行う前にはそのような機会を設けたと承知しております。新しい中学校を具体的に検討することになった場合には、同様に関係者にはご意見を聞くような機会は設けることになると思います。

以上です。



○議長（柿島良行君）

渡辺文子君。

○11番議員（渡辺文子君）

分かりましたが、なかなか、ご努力されているということは分かりますけれども、今、通っている子どもたちの負担とか、よその町の学校に行っている子どもたちのことを考えると私は一刻も早く中央に学校を造っていただきたいというそういう思い、これは皆さんの思いだと思うんですね。そういう意味では一刻も早く実現するご努力をしていただきたいと思います。でもやっぱりいろいろ準備に時間がかかることは分かっていますけれども、なるべく早くということをお願いをするしかないです。

2番目で、この新しい中学校建設に対する町長の見解をお尋ねいたします。

○議長（柿島良行君）

望月町長。

○町長（望月幹也君）

内容的には学校教育課長が答弁したとおり中央へ建設するという計画が出てくるというように承知しております。計画の策定にあたっては教育委員会から随時、報告をいただいておりますし、学校設置者として私の考えも述べさせていただいております。計画書が完成いたしましたら議会に対しても早急にご報告をさせていただく予定ですし、私の考えとすれば計画ができれば30年度には、例えば建設場所、建設時期の検討に入っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（柿島良行君）

渡辺文子君。

○11番議員（渡辺文子君）

ぜひ議会にもいろんな資料を出していただきたいと思います。

今、町長から鋭意進めるといってご答弁をいただきました。ぜひ早く、子どもたちの苦難を解消するために努力をされていってほしいということをお願いいたします。

それから3番目、教育施設の液状化に対する対応ということなんですけれども、今、軟弱地盤解析業務とか、いろんな安全性の業務とか、これは委託をして分析をされていると思うんですけれども、あそこ、液状化の心配なところはほかにもありますけれども、今の梅平の中学校、小学校、いろいろあそこらへんには教育施設がありますけれども、その心配をしているんですけれども、それについての対応ですね、これは前にも私、何回かお尋ねした経緯があるんですけれども、これについて納得いく回答がなかったものですから、今回こういう調査もされているということでどういう、これはもう、いつこういう災害って起こるか分からないですから、なるべく早く調査が出た段階で対応しなければいけないというふうに思うので、これは早くしていただきたい。これに対する対応ということを今どういうふうにお考えなのか、お聞かせください。

○議長（柿島良行君）

伊藤学校教育課長。

○学校教育課長（伊藤克志君）

お答えします。

ただいま、学校教育課で策定をしております学校施設整備計画の策定のための各種調査、現

地の確認等によりますと、現時点におきましてそれぞれの施設で液状化の影響によるものと思われるような不具合等は確認をされていないということが報告をされております。早急に手当が必要になっている施設は今のところございません。

また今後についての可能性のご質問でしたが、今後につきましては毎年、学校施設の点検は今までもやっておりました。今後も引き続きやっていくようにいたします。その都度、症状が表れた場合につきましては、その症状に応じましてまず土壌の改良が必要なのか、それとも施設本体、例えば基礎を強化する必要があるのか、そういうことによって、やる対応というのが分かってきますので、その点につきましては観察を続けながら、手当が必要になりました場合には適宜適切に対応するような予定でおります。

以上です。

○議長（柿島良行君）

渡辺文子君。

○11番議員（渡辺文子君）

その軟弱地盤解析業務、私はその中でボーリングかなんかをして、今ある教育施設が本当に安全なのかどうなのかという調査をしてくれているのかなと、調査をすると前におっしゃった記憶が私、あるんですね。本当に危ないことだから子どもたちのことを考えたら、調査すべきだということで、調査をするとおっしゃったような記憶が私あるんですけども、だから軟弱地盤解析業務と、ここに出ていたのかなと思ったんですけども、今お答えになった限りでは、今はとりあえずないけども、なんかあったときにはみたいな答弁だったんですけども、ちょっともう1回、そのところを詳しくお願いします。

○議長（柿島良行君）

伊藤学校教育課長。

○学校教育課長（伊藤克志君）

説明が足りませんで申し訳ありませんでした。

今回の策定業務の中につきましては身延小学校、身延中学校がある場所につきましては、ただいま渡辺議員さんからご質問がありました軟弱地盤の調査は改めて実施をしております。ほかの施設があるところにつきましては、これまでのデータの分析からそのような心配がないという結果が出ておりますので、同様の調査を今回は行っておりません。

以上です。

○議長（柿島良行君）

渡辺文子君。

○11番議員（渡辺文子君）

分かりました。前、2カ所ほど安全だという答弁は伺ったんですけども、学校、小学校、中学校はこれからやるとおっしゃったので、では今回の、ここに入っていると。ここに入っても、液状化ってパタッと倒れるわけではない。徐々に傾いたりするということで、そうはいつでも危ないものですから、ぜひ結果が分かったら早急に、計画もあるでしょうけども、そういう危険なものは早急に対応していただかないと、保護者の方たちも安心して通わせることができないので、それは大丈夫ですね、対応していただけますか。答弁をお願いします。

○議長（柿島良行君）

伊藤学校教育課長。

○学校教育課長（伊藤克志君）

お答えいたします。

緊急を要するような事態が起こる場合には今、渡辺議員からご質問がありましたとおり、それは早急に対応をいたすようにいたします。

以上です。

○議長（柿島良行君）

渡辺文子君。

○11番議員（渡辺文子君）

よろしくお願いいいたします。

4番目ですけども、身延断層の対策についてということで、今回、身延断層について県でも、ほかの市町村でも身延断層を震源とする地震が起きた場合ということで、いろんな防災の訓練とかやっていましたよね。身延町では、そういうものは一切なかったと私は記憶しているんですけども、近くに子どもたちの小学校、中学校、そういうところの近くに身延断層があるわけですから、こういう対応はやっぱりきちっとやっていかないと、先ほど同僚議員の一般質問の答弁のときに東日本大震災や熊本地震など予想を超える被害があったと。それで過去の痛ましい被害を教訓にしていくというようなことをおっしゃったので、していただけたのかなというふうに思ったら、なんだか食料備蓄がどうのこうのとかという、そうではなくてやっぱり今まで想定していなかった被害、特に身延断層ということで、これを震源とする地震があった場合、こういうものっていつ起こるか分からないではないですかね。こういう場合にはどうするのかということをやったり、その近くにある学校の訓練、この前、山日に弾道ミサイルの避難訓練を机の下に避難したというような写真が出ていましたよね。これは山梨県で2例目だといったんだけど、なぜわざわざこれを、本当に危ないのは、これもこれで危ないでしょうけども、でも身近にある身延断層の避難、もしこの身延断層を震源とする地震が起きた場合に、すぐ近くですよ。これどうするのかということも、町もそうですけども、学校教育課にしたって子どもたちどうするのかということをまず考えて対策を取るのが、私は普通だというふうに思ったんだけど、これが何もなかったというのが不思議なんですけども、この身延断層の対策については、どういうふうに教育委員会としてはお考えなのでしょうか。

○議長（柿島良行君）

伊藤学校教育課長。

○学校教育課長（伊藤克志君）

お答えいたします。

本町の付近には身延断層以外にも富士見山断層群等がありますため、地震への備えを重点的に、学校ごとや合同での避難訓練等に取り組んでおります。

先ほど野島議員さんからのご質問にもお答えをしたとおりに、平成28年度から身延町では保育所、保育園、小学校、中学校と行政も一斉になっての合同避難訓練、一斉引き渡し訓練に取り組んでおります。それと同時に大規模な地震発生に備えましては、各学校へ児童生徒を留めおくということが確実にできるようにということで、学校敷地内への防災備蓄用の倉庫の設置と、それに必要な物品等の備蓄ということに取り組んでおります。

以上です。

○議長（柿島良行君）

渡辺文子君。

○11番議員（渡辺文子君）

それは先ほどの答弁の中でお聞きして、子どもたちに命の大切さを教えたとかとおっしゃったけども、そうではなくて行政として子どもたちをどういうふうに守っていくのか、住民をどういうふうに守っていくのかということ、やっぱり常に想定外のことも起き得るわけですから、そこのところをきちっとやっていく必要があるんじゃないかなと私は聞いていて思ったんですね。備蓄とかそういうことも必要でしょうけども、まず起こったときにどうするのかということ、やっぱり近くにさっきおっしゃった富士見山断層群とか身延断層とかが近くにあるわけですから、そういう近くに断層を持っている市町村として、教育委員会として子どもたちをどういうふうに守っていくのかということで、私はもっと積極的にいろんな対応を想定内外を含めて、いろんな対応をしていただきたいと思うんですけども、保護者の方たちもやっぱりこの身延断層を、本当に今まで分からなかったわけですけども、これがクローズアップされて本当に危険だということで不安に思っているわけですよ。これに対してきちっとこういう対応をしますというものが無い限り、一般的なそういう対応だと本当に大丈夫かなと思うのは当然で、具体的に近くにあるこの身延断層についてどうなのかという対応をきちっと示していただかないと安心できないんじゃないかなというふうに思うんですけども、これについての対応というのは一般的なもので済ましているという、今のご答弁でいいんでしょうか。

○議長（柿島良行君）

鈴木教育長。

○教育長（鈴木高吉君）

渡辺議員さん、いろいろご心配をいただいております。

身延断層、ほかの断層もあるわけですけども、そのときにどのような対応をするかということですが、まず現状を考えてみますと学校の、今4校ございますけども、これが小学校3校、また中学校1校になりますけれども、それぞれの場所について例えば熊本地震、あるいはほかの地震のように山崩れとか周囲の状況によって校舎自体が非常に危険な状況になるというのはまったくまだ分かりません。想定されるのかどうかということも含めて、避難をしなければならないということが考えられます。

よって、先ほど課長が申しましたけれども、まず避難はどのような形ですというようなことをまた学校ごとにする、それから全校一斉にするという今、段階でございます。

それから液状化うんぬんというようなことも先ほどお話がございましたけれども、現在のところまだ中間報告でございますが、ボーリング等の調査を今回の施設整備計画の中でもしております。先ほど課長が申しましたように、現段階では喫緊の危険状況ではないというようなことも伺っておりますので、それは安心をしているところでございますが、それは今後も、これについても考えておかなければならないという状況でございます。

そんな状況で、渡辺議員さん何かやるべきだとおっしゃるわけですけども、今、想定される避難についての状況は、先ほど言ったようなことで実施をしているということでございます。

以上です。

○議長（柿島良行君）

渡辺文子君。

○11番議員（渡辺文子君）

私、何度も言うんですけども、想定をされるではなくて想定外のことがいろいろ起こっているわけですよ。そこのところをちゃんと把握して、教訓をきちっとつかんで対応してください。想定外のことも起きますよ、そういう想定のうちだけのことを考えているのではなくて、子どもたちの命ということを考えると、いろんなことを考えて対応すべきではないかなと。いつ起こるか分からないですからね。それが想定を超えるということも考えて対応するのが教育委員会の仕事だというふうに思いますので、ぜひお願いいたします。これ以上、話をしてもあまりいい答弁はいただけないと思いますので、次の質問に移らせていただきます。

次の質問ですけども、子育て支援対策ということで、皆さん、11月29日の山日新聞の一面に「子どもの貧困 10人に1人」という県教委の調査の中間報告がありました。私も以前、子どもの貧困について町の調査をということで質問をした経過があります。この結果ももうすぐ出てくるのではないかなというふうに思いますけれども、貧困率というのはこの調査でもありました、前は7人に1人でしたか、6人か7人に1人で今度は10人に1人という、こういう結果が町の間接報告で出ていますけども、貧困率は上がっているのではないかなと思います。

これまで、町の子育て支援はほかの町村と比べて本当に先をいっているものだと私は評価をしていました。そして保育園とか小学校、中学校、そういう意味では進んでいるということで評価をしていましたけれども、ここにきて他の町村もこういう貧困の実態を踏まえていろんな対策を立ててきているというのが現状だと思います。給食費の無料化についても早川町とか丹波山村、それからこの前は市川三郷町の町議会で保育園、小学校をとりあえずやって、いずれは中学校までというような町長の答弁があったという報道がありました。

私、以前も子どもの貧困ということで学校給食費、今は半額補助になっているけども、これを無料化にしていってほしいというような一般質問をしましたが、方向的には前向きな方向を町長、出していただいたんですけども、いつやるというような答弁がなかったで、こういう子どもの貧困の実態を踏まえて、今回またぜひやってほしいということで取り上げました。ぜひ、よろしくをお願いします。

○議長（柿島良行君）

望月町長。

○町長（望月幹也君）

子育て支援について一定の評価をいただき、ありがとうございます。

手前味噌ですけども、本当に本町は山梨県でも子育て支援がすごく充実しているのではないかと考えております。給食につきましても1食当たり150円の補助を行っております、これが学校給食共同調理場連絡協議会というのがあるんですが、その取りまとめによりますと本町の小学校が36施設中3番目、中学校も34施設中3番目に少ない額となっています。丹波山村とか早川町の無料がありますので、その次にということだと思います。

この施策は、保護者の経済的な負担を軽減させるということで一番効果もあるということも存じております。そしてこの間、保護者等で組織されております身延町の教育を語る会というところがありまして、毎年度要望をいろいろいただいておりますけども、その中でもこの給食費の半額といいますが、150円補助、大変喜ばれておりまして評価をいただいたところであります。

いつからかということですけども、私とすれば来年度からやりたいなというつもりで財政当

局とも議論をしております。ただ、こういう制度というのは、あまり市町村間での競争であれば、私はいけないと思っております。やはりその町その町に合った施策を独自に考えていくというのが大事であって、先ほどの市川三郷町の町長さん、公約であげたのを早速来年度、小学校、保育園を実施しますけども、それにとらわれず、身延町としてじっくりと検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（柿島良行君）

渡辺文子君。

○11番議員（渡辺文子君）

競争ではなくて住民の生活、そこのところを考えたときに、何が望まれているのかということ考えたときに、やっぱりそういうふうな思いがあるから早川町とか丹波山村、それから市川三郷町もそういうものに踏み切ったのではないかなと思うんですね。子育て支援、身延町、本当に先進的だったのはそういう親の思いを受けているから、なるべく負担を軽くしようという思いで追い切った施策をいろいろ展開してきたんだと思うんですね。そういう意味では、そういう市町村が増えれば、全体的に県内の子どもたちが貧困から抜け出す一歩になるのではないかなと思いますので、競争とかという問題ではなくて、やっぱりなるべく多くの子どもたちがそういう恩恵にあずかることが私は必要ではないかなと思いますので、ぜひ峡南地域でそういう先駆的な役割をぜひしていただきたいなと思います。では来年、30年ということで、やりたいということなので、それが実現するかどうかちょっと、前もやりたいというふうにおっしゃって、なかなか実現できなかったのも、ぜひ今回は実現をしていただきたいと思います。

それと学校給食の地産地消なんですけども、先ほどもみのぶ自然の里の地産地消の問題がありました。観光客に地産地消の料理をふるまうということもそれはそれで私はすごくいいことだと思うんですね。ただ、ここにいる子どもたちに、せめて学校給食で近くで採れた安心・安全なものを、もしかしたらおじいさんやおばあさんが作ったかも分からない、そういうものを提供するというのも私は大切なことではないかなというふうに思っていますけども、自然の里はJAふじかわと協力をしてやっていくというふうにおっしゃったんですけども、さっきの2025年問題ではないけれども、やっぱり元気なお年寄りはいっぱい本町でもいるわけですから、そういうお年寄りたちに地産地消で子どもたちや自然の里に来る方たちに食べていただけるという生きがいを持っていただくためにも、そういう仕組みづくりというのかな、そういうのをJAふじかわにお任せするだけではなくて、やっぱりそういう仕組みづくりをつくっていく必要があるのではないかなというふうに思うんですね。作っている方たちも道の駅とか持っていつていますけれども、それが地元の子どもの給食に使われるということであれば、また違う生きがいも出てくるのではないかなと思いますので、そういう作っている方たちもいらっちゃって、そういう方たちと一緒に、JAふじかわの力も借りながら、そういう仕組みづくりをつくっていく必要が私はあるのではないかなと思いますけれども、この学校給食の地産地消については、町長、どういうふうにお考えでしょうか。

○議長（柿島良行君）

望月町長。

○町長（望月幹也君）

地産地消については、学校教育課長のほうで答弁させていただきます。

○議長（柿島良行君）

伊藤学校教育課長。

○学校教育課長（伊藤克志君）

お答えします。

本町には中富学校給食センターと身延学校給食センターがあり、それぞれに配置されております栄養教諭、学校栄養職員によって献立が考えられております。

ご質問の地産地消につきましては、定められた予算の中において、できるだけ山梨県産、また身延町産の食材を取り入れるように努めております。

なお、本町の特産品であるあけぼの大豆につきましては、本年9月にあけぼの大豆拠点施設がオープンいたしました。この10月の枝豆出荷期間中には、食材として取り入れましたところ、児童生徒には大変好評のようでした。

以上です。

○議長（柿島良行君）

渡辺文子君。

○11番議員（渡辺文子君）

今の答弁で、できるだけという答弁があったんですけども、そのできるだけが子どもたちの給食の中でどのくらいの割合で生かされているのかというところが私はちょっと問題かなというふうに思っています。時期のときにはあけぼの大豆とか、さっきもありましたけども大塚にんじんとか、そういうものを出してくれているんだと思うんですけども、やっぱりできるだけをなるべく多く子どもたちの学校給食にできるような仕組みづくりをぜひ、これは学校給食だけの問題ではなくて、ほかの部署とも相談をしながら、産業課とかとしながら考えていかなければいけない問題だと思いますので、ぜひそれは検討をしていていただきたい。

ただ、先ほども新しい校舎、給食センターのこともあったんですけども、給食センターで大きくなればなるほど、この地産地消というのはやりにくくなる。旧下部では自校方式で本当に子どもたちが今日はなんのおかずだろうというような、今日はなんの給食だろうということが、匂いとか音とかで分かった。そういうことですごく学校給食が楽しみだったというような子どもたちもいっぱいいて、今は残念ながら自校方式はなくなってしまいましたけれども、やっぱりできたらそういう自校方式で子どもたちの教育の場に食育もかねて、そういう香りや音やそういうものが響くような、そんな私は学校給食をつくっていただきたいと思います。それは先ほどの学校建設と含めてそういう要望が、ほかの保護者からも、特に下部地区の保護者からはそういう声がたくさんあがっているということを申し伝えておきます。

それから子育て支援の2つ目で、高校生への支援策ということで、今まで保育園、小学校、中学校と手厚い施策がありましたけれども、高校にいくとその支援がなくなって不安を抱えている保護者がいるということをお聞きしました。子どもの貧困を県も捉えて、今年から県の非課税世帯の生徒に入学準備金5万円ですね。これは788人対象ということで、県でもいろいろ考えてくれてはいますけれども、では町としてどういう対策ができるのかということで、ちょっと町の対策を伺いたいと思います。

○議長（柿島良行君）

望月子育て支援課長。

○子育て支援課長（望月由香里君）

お答えします。

高校生に対する支援ですが、先ほど議員さんがおっしゃられたとおり所管する県の教育委員会において、今年度から県単独で高等学校入学準備サポート事業ということで、非課税世帯について入学準備に必要な経費について1人5万円が支給されるという制度が始まりました。またそのほかにも県におきまして高校生については支援策がありますので、少し説明をさせていただきたいと思います。

2つ目に就学のための給付金制度といしまして、やはり非課税世帯につきまして教育に必要な経費について最大で1人年額12万9,700円、私立につきましては13万8千円が支給されます。

もう1つ、高等学校等就学支援金制度といしまして、保護者の市町村民税所得割が30万4,200円未満、年収にしますと約910万円未満の世帯に授業料に充てるため月額9,900円、私学につきましては所得に応じて最大月額2万4,750円が支給されています。

以上が制度の主なもので、そのほか奨学金や福祉資金の制度など支援策もすでに県において実施されているところであります。その上で町として独自に本町に住む高校生に対する支援策につきましては、今回、実施しました子どもの生活状況調査、アンケート調査の結果を受けまして関係各課と検討していく考えであります。

以上です。

○議長（柿島良行君）

渡辺文子君。

○11番議員（渡辺文子君）

県でもいろいろな制度があるということは分かっているんですけども、それでも賄えないところ、やっぱり修学旅行費の積み立てとか教材費とかそういうものが月々大変だという声も聞いています。それから通学費ですね、そういうことも大変だという声も聞いていますので、ぜひそういう面で町として何ができるのかということ、県でやっている制度の穴を埋めるようなところを町として何ができるのかということを検討していただきたいと思います。

やっぱり親の経済状況を見て進学をあきらめたという声も聞きますし、子どもは毎年進級、進学をしています。支援の手を一日でも早く整えれば、子どもたちの将来の選択肢を広げることになるのではないかなと思いますので、ぜひそういう意味では町も県の支援の隙間部分をどうしたら埋められるのかということを考えていただきたいと思います。

それから旧中富時代から育英奨学金ということで28年度決算で356万円あります。こういうのも全然、使い勝手がよくないから使われていないのではないかなというふうに思うんですけども、こういうようなものも宣伝をして使い勝手がいいような奨学金、せっかくあるものですから、利便性のいいように変えて子どもたちが使えるようにしていただきたいというふうに思いますけども、この奨学金について、町長、どうでしょうか。

○議長（柿島良行君）

望月町長。

○町長（望月幹也君）

おっしゃったとおり中富町時代から、この奨学金制度はあります。県の制度も、今、課長が説明しましたとおり充実をしましてまいりました。その奨学金の要綱と言うんでしょうか、中を見



ますと曖昧な部分もありまして使い勝手もあまりよくないような気がします。県の間をどういように今後支援していけるかということを担当課長に指示をして、今、検討を始めているところです。

○議長（柿島良行君）

渡辺文子君。

○11番議員（渡辺文子君）

分かりました。鋭意、努力していただきたいと思います。

次、最後の3番目の各区の要望事項ということについてお尋ねをいたします。

これは毎年の各区からの区長会議での要綱事項の状況、これはどういうふうになっているのでしょうか。

○議長（柿島良行君）

笠井総務課長。

○総務課長（笠井祥一君）

お答えをさせていただきます。

各区からの要望事項につきましては毎年、年度当初に下部、中富、身延の各地区ごとに開催いたします区長会におきまして各区長さんに要望事項の提出を依頼し、5月中旬に地区ごとに受付を行い要望の内容により各担当課へ振り分け、それぞれ担当課により順次対応をしております。この要望の中には管理管轄が国、県など町以外の団体等の場合も含まれておりますので、その場合は管理管轄する団体に町から要望していくこととなります。

平成29年度の各区の要望につきましては下部地区は要望件数166件で、そのうち101件が建設課、44件が産業課で要望の約87%を占めております。中富地区は要望件数205件で、そのうち141件が建設課、46件が産業課で要望の約91%を占めております。身延地区は要望件数266件で、そのうち192件が建設課、47件が産業課で要望の約90%を占めております。町全体では637件の要望がありまして、そのうち571件、約90%が建設課と産業課に関する要望となっております。

以上です。

○議長（柿島良行君）

渡辺文子君。

○11番議員（渡辺文子君）

637件で、そのほとんどが建設課と産業課ということの状況で、私もその要望書を見せていただいたこと、毎年もらっているんですけども、やっぱりかなり毎年同じような要望が出ているということもあって、町民の皆さんの毎年要望事項を出しているけどもなかなか実現できないという、そういう住民の声があるということも承知をしています。

今、637件あっても、解決してもまた出てくるから、なかなかこれが減るということはないというのは理解していますけども、やっぱり少しでも多く住民の声に答える、先ほどの同僚議員の一般質問の中でも多様化する住民ニーズに的確に答えるということが大切ではないかというお話がありましたけども、やっぱりそこではないかなと思うんですね。

その中でも、さっきおっしゃったように管理管轄が国や県、町だけではどうしようもないというふうなものもあるのかと思うんですけども、せめて町でできること、私も関わった中で言ったら、それは危ないからということで町の職員が丁寧な仕事で仕上げてくれたということ

やっていただいて、地域の人たちが喜んだという経緯もありますので、やっていただいているということは理解しているんですけども、なかなか思うように進まないというのが現状だと思うんですね。

その中で、第3回定例会で区長要望に応えるということで6,600万円ですか、補正が組まれて、かなりこの要望が改善したのではないかなというふうに、改善してもまた出てくるから、数的にはそんなに変わらないとは思いますが、やっぱり最後は予算に関わってくるのではないかなというふうに思います。住民のニーズにどういうふうに応えていくのかということで、町長、決断されて補正に組んだと。いつも補正には必ず2千万円とか3千万円とかあって、地域の人たちの要望にはかなり応えている部分はあるんですけども、やっぱり今回みたいに6,600万円をつぎ込むということで、区長要望に応えるというようなことで補正を組まれたということは評価をして、住民の皆さんもやっとかなったというところが出てきているのではないかなというふうに思いますので、やっぱり住民ニーズにどういうふうに応えるかという、そういう姿勢ですね、そのところはやっぱり、この前の6,600万円ではないですけども、きちっと応えていただきたい。そういうふうに思いますけども、町長、今後どういうふうを考えて取り組んでいかれるのかということで、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（柿島良行君）

望月町長。

○町長（望月幹也君）

今、議員さんがおっしゃいましたとおり要望を出しても何年も塩漬けでほとんどやってもらえないという声を私も幾度か耳にしております。そんなこともあって、できるだけスピード感を持って、そのニーズに対応しようということで、補正予算を第3回の議会で出させていただき、ご承認をいただき、過日、すべて発注をいたしました。当初予算へも予算を計上するように指示してありますし、その後また要望が出てきましたら、補正でも対応して、できるだけ多くの要望にスピーディに応えるように考えております。

以上です。

○議長（柿島良行君）

渡辺文子君。

○11番議員（渡辺文子君）

以上をもって私の質問を終わります。

○議長（柿島良行君）

渡辺文子君の一般質問を終わります。

以上で本日の議事日程は終了しました。

本日はこれもちまして散会といたします。

ご苦労さまでした。

○議会事務局長（佐野勇夫君）

相互にあいさつを交わします。

ご起立をお願いします。

相互に礼。

ご苦労さまでした。

散会 午後12時09分

平成 2 9 年

第 4 回身延町議会定例会

1 2 月 1 2 日

平成29年第4回身延町議会定例会（3日目）

平成29年12月12日  
午前11時00分開議  
於 議 場

1. 議事日程

- 日程第1 諸般の報告
- 日程第2 議案第81号 身延町営住宅条例の一部を改正する条例について
- 日程第3 議案第82号 峡南衛生組合規約の一部変更について
- 日程第4 議案第83号 平成29年度身延町一般会計補正予算（第6号）
- 日程第5 議案第84号 平成29年度身延町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第6 議案第85号 平成29年度身延町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第7 議案第86号 平成29年度身延町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第8 議案第87号 平成29年度身延町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第9 議案第88号 平成29年度身延町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第10 議案第89号 平成29年度身延町農業集落排水事業等特別会計補正予算（第2号）
- 日程第11 議案第90号 平成29年度身延町下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第12 議案第91号 町道路線の認定について
- 日程第13 発委第1号 身延町議会委員会条例の一部を改正する条例について

2.出席議員は次のとおりである。(13名)

2番	伊藤達美	3番	望月悟良
4番	赤池朗	5番	上田孝二
6番	田中一泰	7番	野島俊博
8番	河井淳	9番	芦澤健拓
10番	福與三郎	11番	渡辺文子
12番	川口福三	13番	広島法明
14番	柿島良行		

3.欠席議員は次のとおりである。

1番 伊藤雄波

4.地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

(21人)

町長	望月幹也	副町長	瀧本勝彦
教育長	鈴木高吉	総務課長	笠井祥一
会計管理者	笠井喜孝	政策室長	遠藤基
財政課長	村野浩人	税務課長	佐野和紀
町民課長	熊谷司	福祉保健課長	穂坂桂吾
観光課長	佐藤成人	子育て支援課長	望月由香里
産業課長	望月真人	建設課長	水上武正
土地対策課長	小笠原正人	水道課長	埜村公文
環境下水道課長	羽賀勝之	下部支所長	柿島利巳
身延支所長	佐野昌三	学校教育課長	伊藤克志
生涯学習課長	高野博邦		

5.職務のため議場に参加した者の職氏名(2人)

議会事務局長 佐野勇夫  
録音係 大村隆

開会 午前11時00分

○議会事務局長（佐野勇夫君）

相互にあいさつを交わします。

ご起立をお願いいたします。

相互に礼。

（ あ い さ つ ）

ご着席ください。

○議長（柿島良行君）

本日は大変ご苦労さまです。

伊藤雄波議員から欠席届が提出されていますので報告をします。

それでは出席議員が定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

本日は議事日程第3号により執り行います。

日程第1 諸般の報告を行います。

本日の説明員として地方自治法第121条の規定に基づき、出席通知のありました者の職氏名につきましては、先の会議で一覧表として配布したとおりです。

本日はお手元に配布した委員会付託表のとおり議案第82号から議案第84号まで、議案第86号から議案第89号および議案第91号を各常任委員会に付託を予定していますので、質疑は大綱のみに留めてください。

また委員会付託省略議案表のとおり議案第81号、議案第85号、議案第90号、発委第1号は委員会付託を省略の予定です。

発委第1号については、本日採決の予定です。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第2 議案第81号 身延町営住宅条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で議案第81号の質疑を終わります。

日程第3 議案第82号 峡南衛生組合規約の一部変更について質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で議案第82号の質疑を終わります。

日程第4 議案第83号 平成29年度身延町一般会計補正予算（第6号）について質疑を行います。

一般会計については款別に質疑を行います。お手元に配布のとおり4項目に分けて行います。

1項目、歳入を一括して行います。

質疑はありませんか。

( な し )

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で1項目の質疑を終わります。

次に2項目、歳出、議会費、総務費、民生費、衛生費の質疑を行います。

質疑はありませんか。

( な し )

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で2項目の質疑を終わります。

次に3項目、歳出、農林水産業費、商工費、土木費、消防費の質疑を行います。

質疑はありませんか。

( な し )

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で3項目の質疑を終わります。

次に4項目、歳出、教育費、災害復旧費、諸支出金の質疑を行います。

質疑はありませんか。

( な し )

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で議案第83号の質疑を終わります。

日程第5 議案第84号 平成29年度身延町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について質疑を行います。

質疑はありませんか。

( な し )

質疑なしと認めます。

以上で議案第84号の質疑を終わります。

日程第6 議案第85号 平成29年度身延町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について質疑を行います。

質疑はありませんか。

( な し )

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で議案第85号の質疑を終わります。

日程第7 議案第86号 平成29年度身延町介護保険特別会計補正予算(第3号)について質疑を行います。

質疑はありませんか。

( な し )

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で議案第86号の質疑を終わります。

日程第 8 議案第 8 7 号 平成 2 9 年度身延町介護サービス事業特別会計補正予算(第 2 号)について質疑を行います。

質疑はありませんか。

( な し )

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で議案第 8 7 号の質疑を終わります。

日程第 9 議案第 8 8 号 平成 2 9 年度身延町簡易水道事業特別会計補正予算(第 3 号)について質疑を行います。

質疑はありませんか。

( な し )

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で議案第 8 8 号の質疑を終わります。

日程第 1 0 議案第 8 9 号 平成 2 9 年度身延町農業集落排水事業等特別会計補正予算(第 2 号)について質疑を行います。

質疑はありませんか。

( な し )

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で議案第 8 9 号の質疑を終わります。

日程第 1 1 議案第 9 0 号 平成 2 9 年度身延町下水道事業特別会計補正予算(第 3 号)について質疑を行います。

質疑はありませんか。

( な し )

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で議案第 9 0 号の質疑を終わります。

日程第 1 2 議案第 9 1 号 町道路線の認定について質疑を行います。

質疑はありませんか。

広島法明君。

○ 1 3 番議員(広島法明君)

この議案第 9 1 号については、総務産建常任委員会に付託を予定されていると思いますけども、自分は教育厚生常任委員会ですのでここで大綱的な質問をさせていただきます。

今回の町道路線認定については 2 路線、根子夏作 3 号線と根子亀遊橋線があがっていますが、配布された付近見取り図を見る限りでは、整理番号 S 3 0 4 0 の根子夏作 3 号線につきましては人家、また農地等が見受けられますので町道認定はいいと思うんですけども、根子亀遊橋線については、提案理由にもありますように地域住民の利便性を維持する必要があるためとありますけども、この付近見取り図を見る限りは農地、人家等が見受けられなく本当に町道



認定をする必要があるのかどうかを質問したいと思います。

○議長（柿島良行君）

水上建設課長。

○建設課長（水上武正君）

お答えいたします。

議案の詳細説明の中で、詳細説明不足の部分があり大変申し訳ございません。

この根子亀遊橋線、148.2メートルにつきましては、久那土古関簡易水道の送水管の本管が埋設されています。今後もその水道管を守るためには、町で維持管理をしていかなければならないために今回、町道認定のお願いをしたところであります。

以上であります。

○議長（柿島良行君）

ほかに質疑はありませんか。

田中一泰君。

○6番議員（田中一泰君）

今、課長から水道の本管が通っているということですが、町道である必要があるんでしょうか。

○議長（柿島良行君）

田中議員、本案は総務産業常任委員会に付託を予定しています。詳細な質疑は総務産業常任委員会でしていただくよう、よろしく申し上げます。

○6番議員（田中一泰君）

私、教育厚生なものですから。

○議長（柿島良行君）

教育厚生常任委員会の委員であっても総務産業常任委員会を傍聴して、傍聴の中で質疑ができることになっておりますので、委員会のほうでよろしく願いいたします。

ほかに質疑はございますか。

（なし）

ほかに質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で議案第91号の質疑を終わります。

お諮りします。

お手元に配布した委員会付託表のとおり議案第82号から議案第84号まで、議案第86号から議案第89号まで、および議案第91号を各常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、付託表のとおり各常任委員会に付託します。

お諮りします。

お手元に配布した委員会付託省略表のとおり議案第1号、議案第85号、議案第90号および発委第1号については委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、委員会付託省略議案表のとおり常任委員会付託を省略します。  
お諮りします。

日程第13 発委第1号 身延町議会委員会条例の一部を改正する条例については、議会運営委員会提出案件でありますので質疑・討論を省略して採決を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、発委第1号については質疑・討論を省略し直ちに採決に入ることに決定しました。  
発委第1号について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

( 挙 手 全 員 )

挙手全員であります。

よって発委第1号 身延町議会委員会条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定しました。

以上で本日の議事日程は終了しました。

本日はこれをもって散会といたします。

ご苦労さまでございました。

○議会事務局長(佐野勇夫君)

相互にあいさつを交わし終わります。

ご起立をお願いいたします。

相互に礼。

お疲れさまでした。

散会 午前11時19分

平成 2 9 年

第 4 回身延町議会定例会

1 2 月 1 5 日

平成29年第4回身延町議会定例会(4日目)

平成29年12月15日

午前 9時00分開議

於 議 場

1. 議事日程

- 日程第1 諸般の報告
- 日程第2 委員長報告
- 日程第3 議案第81号 身延町営住宅条例の一部を改正する条例について
- 日程第4 議案第82号 峡南衛生組合規約の一部変更について
- 日程第5 議案第83号 平成29年度身延町一般会計補正予算(第6号)
- 日程第6 議案第84号 平成29年度身延町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
- 日程第7 議案第85号 平成29年度身延町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
- 日程第8 議案第86号 平成29年度身延町介護保険特別会計補正予算(第3号)
- 日程第9 議案第87号 平成29年度身延町介護サービス事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第10 議案第88号 平成29年度身延町簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第11 議案第89号 平成29年度身延町農業集落排水事業等特別会計補正予算(第2号)
- 日程第12 議案第90号 平成29年度身延町下水道事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第13 議案第91号 町道路線の認定について
- 日程第14 委員会の閉会中の継続調査について
- 追加日程第1 議案第92号 身延町職員給与条例の一部を改正する条例について
- 追加日程第2 議案第93号 身延町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 追加日程第3 議案第94号 平成29年度身延町一般会計補正予算(第7号)
- 追加日程第4 議案第95号 平成29年度身延町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)
- 追加日程第5 議案第96号 平成29年度身延町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)
- 追加日程第6 議案第97号 平成29年度身延町介護保険特別会計補正予算(第4号)
- 追加日程第7 議案第98号 平成29年度身延町簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)

- 追加日程第8 議案第99号 平成29年度身延町農業集落排水事業等特別会計補正予算(第3号)
- 追加日程第9 議案第100号 平成29年度身延町下水道事業特別会計補正予算(第4号)
- 追加日程第10 議案第101号 身延町立身延清稜小学校大規模改修工事請負契約の一部変更について

2.出席議員は次のとおりである。(13名)

2番	伊藤達美	3番	望月悟良
4番	赤池朗	5番	上田孝二
6番	田中一泰	7番	野島俊博
8番	河井淳	9番	芦澤健拓
10番	福與三郎	11番	渡辺文子
12番	川口福三	13番	広島法明
14番	柿島良行		

3.欠席議員は次のとおりである。

1番 伊藤雄波



開会 午前 9時00分

○議会事務局長（佐野勇夫君）

相互にあいさつを交わします。

ご起立をお願いします。

相互に礼。

（ あ い さ つ ）

ご着席ください。

○議長（柿島良行君）

本日は大変ご苦労さまです。

伊藤雄波議員から欠席届が提出されていますので報告します。

それでは出席議員が定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

本日は議事日程第4号により執り行います。

日程第1 諸般の報告を行います。

本日の説明員として地方自治法第121条の規定に基づき、出席通知のありました者の職氏名につきましては、先の会議で一覧表として配布したとおりであります。

なお本日は条例改正案2件、補正予算案7件、工事請負契約の一部変更1件が追加案件となっています。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第2 委員長報告。

（1）総務産業建設常任委員会に付託した議案第82号、議案第83号、議案第89号および議案第91号について委員長の報告を求めます。

総務産業建設常任委員会委員長 上田孝二君、登壇してください。

○総務産業建設常任委員長（上田孝二君）

（以下、総務産業建設常任委員会報告書の朗読につき省略）

○議長（柿島良行君）

以上で総務産業建設常任委員会委員長の報告が終わりました。

委員長はその場でお待ちください。

これから委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

以上で総務産業建設常任委員会委員長の審査報告に対する質疑を終わります。

上田委員長は自席にお戻りください。

次に教育厚生常任委員会に付託した議案第84号、議案第86号、議案第87号および議案第88号について委員長の報告を求めます。

教育厚生常任委員会委員長 野島俊博君、登壇してください。

○教育厚生常任委員長（野島俊博君）

それでは報告いたします。

(以下、教育厚生常任委員会報告書の朗読につき省略)

○議長(柿島良行君)

以上で教育厚生常任委員会委員長の報告が終わりました。

委員長はその場でお待ちください。

これから委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(なし)

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で教育厚生常任委員会の審査報告に対する質疑を終わります。

野島委員長は自席にお戻りください。

これから日程に従い討論・採決を行います。

日程第3 議案第81号 身延町営住宅条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

反対討論はありませんか。

(なし)

討論なしと認めます。

反対討論がないので、討論を終わります。

これから議案第81号 身延町営住宅条例の一部を改正する条例について採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって、議案第81号は原案のとおり可決することに決定しました。

日程第4 議案第82号 峡南衛生組合理約の一部変更についての討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

(なし)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第82号 峡南衛生組合理約の一部変更についてを採決します。

お諮りします。

議案第82号に対する委員長の報告は、可決とするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって、議案第82号は委員長の報告のとおり可決されました。



日程第5 議案第83号 平成29年度身延町一般会計補正予算(第6号)の討論を行います。

一般会計については款別に討論を行います。

お手元に配布のとおり4項目に分けて行います。

まず1項目、歳入を一括して行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

( な し )

討論なしと認めます。

これで1項目めの討論を終わります。

次に2項目、歳出、議会費、総務費、民生費、衛生費の討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

( な し )

討論がないので、討論なしと認めます。

これで2項目めの討論を終わります。

次に3項目、歳出、農林水産業費、商工費、土木費、消防費の討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

( な し )

討論なしと認めます。

これで3項目めの討論を終わります。

次に4項目、歳出、教育費、災害復旧費、諸支出金の討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

( な し )

討論なしと認めます。

これで4項目めの討論を終わります。

以上で議案第83号の討論を終わります。

これから議案第83号 平成29年度身延町一般会計補正予算(第6号)を採決します。

お諮りします。

議案第83号に対する委員長の報告は、可決とするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

( 挙 手 全 員 )

挙手全員であります。

よって、議案第83号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第6 議案第84号 平成29年度身延町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)の討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

( な し )

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第84号 平成29年度身延町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)を採決します。

お諮りします。

議案第84号に対する委員長の報告は、可決とするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

( 挙 手 全 員 )

挙手全員であります。

よって、議案第84号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第7 議案第85号 平成29年度身延町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)の討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

( な し )

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第85号 平成29年度身延町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

( 挙 手 全 員 )

挙手全員であります。

よって、議案第85号は原案のとおり可決することに決定しました。

日程第8 議案第86号 平成29年度身延町介護保険特別会計補正予算(第3号)の討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

( な し )

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第86号 平成29年度身延町介護保険特別会計補正予算(第3号)を採決します。

お諮りします。

議案第86号に対する委員長の報告は、可決とするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

( 挙 手 全 員 )

挙手全員であります。

よって、議案第 8 6 号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第 9 議案第 8 7 号 平成 2 9 年度身延町介護サービス事業特別会計補正予算 ( 第 2 号 ) の  
討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

( な し )

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第 8 7 号 平成 2 9 年度身延町介護サービス事業特別会計補正予算 ( 第 2 号 )  
を採決します。

お諮りします。

議案第 8 7 号に対する委員長の報告は、可決とするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

( 挙 手 全 員 )

挙手全員であります。

よって、議案第 8 7 号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第 1 0 議案第 8 8 号 平成 2 9 年度身延町簡易水道事業特別会計補正予算 ( 第 3 号 ) の討  
論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

( な し )

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第 8 8 号 平成 2 9 年度身延町簡易水道事業特別会計補正予算 ( 第 3 号 ) を採  
決します。

お諮りします。

議案第 8 8 号に対する委員長報告は、可決とするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

( 挙 手 全 員 )

挙手全員であります。

よって、議案第 8 8 号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第 1 1 議案第 8 9 号 平成 2 9 年度身延町農業集落排水事業等特別会計補正予算 ( 第 2 号 )  
の討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

( な し )

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第89号 平成29年度身延町農業集落排水事業等特別会計補正予算(第2号)を採決します。

お諮りします。

議案第89号に対する委員長の報告は、可決とするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

( 挙 手 全 員 )

挙手全員であります。

よって、議案第89号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第12 議案第90号 平成29年度身延町下水道事業特別会計補正予算(第3号)の討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

( な し )

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第90号 平成29年度身延町下水道事業特別会計補正予算(第3号)を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

( 挙 手 全 員 )

挙手全員であります。

よって、議案第90号は原案のとおり可決することに決定しました。

日程第13 議案第91号 町道路線の認定についての討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

( な し )

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第91号 町道路線の認定についてを採決します。

お諮りします。

議案第91号に対する委員長の報告は、可決とするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

( 挙 手 全 員 )

挙手全員であります。

よって、議案第91号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第 1 4 委員会の閉会中の継続調査について。

総務産業建設常任委員会委員長、教育厚生常任委員会委員長、議会運営委員会委員長、議会広報編集委員会委員長から委員会においての調査中の事件について、会議規則第 7 5 条の規定によって、お手元に配布した申出書のとおり閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。

各委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

お諮りします。

本日、条例改正案 2 件、補正予算案 7 件、工事請負契約の一部変更 1 件が追加案件となっています。

この案件を本日の日程に追加することに異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、追加案件は本日の日程に追加することに決定しました。

追加日程第 1 議案第 9 2 号 身延町職員給与条例の一部を改正する条例について

追加日程第 2 議案第 9 3 号 身延町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

は条例改正案ですので、一括して議題とします。

町長から本案について提案理由の説明を求めます。

望月町長。

○町長(望月幹也君)

それでは追加提出議案、第 9 2 号と第 9 3 号について提案理由を説明申し上げます。

まず議案第 9 2 号 身延町職員給与条例の一部を改正する条例についてであります。

身延町職員給与条例の一部を改正する条例の議案を提出いたします。

提案理由を申し上げます。

平成 2 9 年人事院勧告および山梨県人事委員会勧告に伴い、身延町職員給与条例の一部を改正する必要が生じました。

これがこの議案を提出する理由でございます。

次に議案第 9 3 号 身延町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

身延町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の議案を提出いたします。

提案理由を申し上げます。

平成 2 9 年人事院勧告および山梨県人事委員会勧告に伴い、身延町職員給与条例の一部を改正することに鑑み、身延町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する必要が生じました。

これがこの議案を提出する理由でございます。

以上であります。

なお、本議案2件の内容につきましては、総務課長より説明を申し上げますので、よろしくご審議の上ご議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（柿島良行君）

次に議案第92号および議案第93号の内容説明を求めます。

笠井総務課長。

○総務課長（笠井祥一君）

議案第92号 身延町職員給与条例の一部を改正する条例について、議案説明書に基づき説明をさせていただきます。

議案説明書、1ページをお開きください。

条例の一部改正を行うこととなった背景等ですが、人事院が平成29年8月8日、一般職の国家公務員の給与改定について国会および内閣に対し勧告を行い、政府は人事院勧告どおりの実施を閣議決定いたしましたこと、また山梨県人事委員会が平成29年10月17日、県職員の給与改定について県議会および知事に対し勧告を行いましたことなどから今回、条例改正をお願いするものであります。

なお、地方公務員法第24条第3項に職員の給与は生計費ならびに国および他の地方公共団体の職員、ならびに民間事業の従業者の給与、その他の事情を考慮して定めなければならないと規定されていることから県人事委員会勧告に準じて改正をお願いするものでございます。

次に条例の一部改正の内容ですが、人事院勧告および山梨県人事委員会勧告に準じて次のとおり給与条例の一部改正を行うものであります。

まず月例給は公民格差498円、0.13%を解消するため勧告に準じた給料月額の上上げ改定でございます。

初任給は民間との間に差があることを踏まえ、行政職給料表については1千円、その他の給料表については行政職給料表を基本に引き上げるものでございます。

若年層についても初任給と同程度の引き上げを行い、その他の職員につきましては、それぞれ400円の引き上げを基本に改定するものでございます。

期末手当および勤勉手当につきましては、民間の支給割合との均衡を図るとともに勧告に準じた引き上げを行い、12月の勤勉手当を0.1カ月分引き上げるものでございます。

2ページをお開きください。

扶養手当につきましては、配偶者は「1万3千円」を「1万円」に、子は「9千円」を「1万円」に、配偶者がいない場合の1人目の子は「1万1千円」を「1万円」に、父母等は「1万1千円」を「9千円」にそれぞれ改定するものであります。

改定の適用時期につきましては、給料表は平成29年4月1日、期末手当および勤勉手当は平成29年12月1日、扶養手当は平成30年4月1日でございます。

施行期日につきましては、公布の日から施行するものであります。

以上で議案第92号の説明を終わらせていただきます。

続きまして議案第93号 身延町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、議案説明書に基づき説明させていただきます。

議案説明書、3ページをご覧ください。

条例の一部改正を行うこととなった背景等ですが、先ほどの職員の給与条例の一部を改正する条例と同様の内容でございます。

改正の内容につきましては、人事院勧告および山梨県人事委員会勧告に準じて行う一般職員の勤勉手当の率の改正に伴い、特別職の期末手当の支給率も0.1カ月の引き上げを行うものでございます。

改定の適用時期につきましては、平成29年12月1日でございます。

施行期日につきましては、公布の日から施行するものでございます。

以上で議案第93号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（柿島良行君）

以上で町長の提案理由と担当課長の内容説明が終わりました。

追加日程第3 議案第94号 平成29年度身延町一般会計補正予算（第7号）

追加日程第4 議案第95号 平成29年度身延町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）

追加日程第5 議案第96号 平成29年度身延町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

追加日程第6 議案第97号 平成29年度身延町介護保険特別会計補正予算（第4号）

追加日程第7 議案第98号 平成29年度身延町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）

追加日程第8 議案第99号 平成29年度身延町農業集落排水事業等特別会計補正予算（第3号）

追加日程第9 議案第100号 平成29年度身延町下水道事業特別会計補正予算（第4号）

については、補正予算案ですので一括して議題とします。

町長から本案について提案理由の説明を求めます。

望月町長。

○町長（望月幹也君）

それでは、議案第94号から議案第100号について提案理由を説明申し上げます。

まず議案第94号 平成29年度身延町一般会計補正予算（第7号）についてであります。

1行目は省略させていただきます、

（歳入歳出予算の補正）

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億2,422万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ89億9,701万5千円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条、繰越明許費の追加及び変更は「第2表 繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第3条、地方債の変更は「第3表 地方債補正」による。

以下につきましても省略させていただきます。

次に議案第95号 平成29年度身延町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についてであります。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ19万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21億5,466万7千円とする。

以下は今後、省略をさせていただきます。

次に議案第96号 平成29年度身延町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)についてであります。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億8,406万1千円とする。

次に議案第97号 平成29年度身延町介護保険特別会計補正予算(第4号)についてであります。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ37万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ23億3,391万7千円とする。

次に議案第98号 平成29年度身延町簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)についてであります。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ41万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億109万3千円とする。

次に議案第99号 平成29年度身延町農業集落排水事業等特別会計補正予算(第3号)についてであります。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,137万5千円とする。

次に議案第100号 平成29年度身延町下水道事業特別会計補正予算(第4号)についてであります。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ31万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億5,552万3千円とする。

なお、人件費以外の補正項目があります議案第94号 平成29年度身延町一般会計補正予算(第7号)についてのみ財政課長より説明をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

以上です。

○議長(柿島良行君)

次に議案第94号の内容説明を求めます。

村野財政課長。

○財政課長(村野浩人君)

議案第94号 平成29年度身延町一般会計補正予算(第7号)について説明をさせていただきます。

5ページをご覧ください。



「第2表 繰越明許費の補正」ですが11款2項公共土木施設災害復旧費を1億1,168万9千円繰り越すものであります。これにつきましては10月の台風による矢細工地内の町道静川大須成曙線の災害復旧事業費として計上させていただきました1億668万9千円および専決にて計上いたしました施工管理費500万円が標準工事日数の確定が不可能になったため繰り越すものであります。

6ページをご覧ください。

「第3表 地方債補正」ですが災害復旧事業債を354万円増額し、限度額を6,700万円といたしました。町道静川大須成曙線の災害復旧事業に充当するためであります。

9ページをご覧ください。

歳入ですが14款2項8目災害復旧事業費国庫補助金に7,116万1千円を増額いたしました。町道静川大須成曙線の災害復旧工事に対する補助金であります。

19款1項1目繰越金に1,766万7千円を増額いたしました。前年度からの繰越金であります。

21款1項7目災害復旧事業債に3,540万円を増額いたしました。地方債補正で説明をさせていただきました内容のとおりであります。

続きまして歳出であります。この補正では給与等の人事院勧告に伴い人件費を各科目において補正をさせていただいております。

人件費につきましては、説明を省かせていただきますのでご理解をお願いいたします。

22ページをご覧ください。

11款2項1目公共土木施設災害復旧費、15節に1億668万9千円を増額いたしました。10月に発生いたしました台風により崩落した町道静川大須成曙線の災害復旧工事費であります。

以上、議案第94号 平成29年度身延町一般会計補正予算（第7号）の説明とさせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

失礼いたしました。

6ページの地方債補正で災害復旧事業債を354万円と申し上げました。これは3,540万円の誤りであります。訂正をお願いいたします。失礼いたしました。

○議長（柿島良行君）

お諮りします。

議案第95号から議案第100号の内容説明ですが、全議案とも人事院勧告による給与改定の補正のみのため内容説明を省略したいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、議案第95号から議案第100号の内容説明は省略します。

以上で町長の提案理由と担当課長の内容説明が終わりました。

追加日程第10 議案第101号 身延町立身延清稜小学校大規模改修工事請負契約の一部変更について

町長から本案について提案理由の説明を求めます。

望月町長。

○町長（望月幹也君）

それでは追加提出議案第101号 身延町立身延清稜小学校大規模改修工事請負契約の一部変更について説明をいたします。

下記の工事の契約金額を変更することについて、議会の議決を求めるものでございます。

記

1. 変更後の契約金額 金1億1,814万9,840円

提案理由を申し上げます。

平成29年5月11日に身延町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分 の範囲を定める条例第2条の規定に基づき、身延町議会の議決を経た身延町立身延清稜小学校大規模改修工事請負契約について、工事内容の変更および追加に伴い契約金額の変更に係る議会の議決が必要であります。

これがこの議案を提出する理由でございます。

なお、本議案の内容につきましては、財政課長より説明を申し上げますのでよろしくご審議の上ご議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（柿島良行君）

次に議案第101号の内容説明を求めます。

村野財政課長。

○財政課長（村野浩人君）

議案第101号 身延町立身延清稜小学校大規模改修工事請負契約の一部変更について説明をさせていただきます。

本議案は、本年5月の第2回臨時会でご議決をいただきました議案第51号 身延町立身延清稜小学校大規模改修工事請負契約についての契約金額の変更となります。

2枚目の議案第101号関係資料をご覧ください。

変更をしようとする内容であります但し契約金額を1,770万9,840円増額し1億1,814万9,840円とするものであります。

契約変更の主な理由であります、屋上立ち上がりおよびペランダの防水工事、防球ネットの修繕、学校南側への駐車場整備など施設維持や運営機能の充実を図るため、施工数量、施工内容の一部変更であります。

変更後の契約金額につきましては、増額後の設計金額1億2,669万円に請負減率と消費税率を乗じて算定したものであります。

以上、議案第101号の説明とさせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（柿島良行君）

以上で町長の提案理由と担当課長の内容説明が終わりました。

議事の途中ですが、ここで暫時休憩とします。

再開は10時15分とします。

休憩 午前 9時59分

再開 午前10時15分

○議長（柿島良行君）

再開します。

これから日程に従い、追加案件の質疑・討論・採決を行います。

追加日程第1 議案第92号 身延町職員給与条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

質疑はありませんか。

芦澤健拓君。

○9番議員（芦澤健拓君）

議案説明書の内容について、ちょっと質問いたします。

背景等の中で人事院が平成29年8月8日、閣議決定と。山梨県人事委員会が10月17日に県議会および知事に対し勧告を行ったというふうにございますが、もちろん内容の中で人事院勧告および山梨県人事委員会勧告に準じて、以下のとおり一部改正を行うというふうにありますので、県議会で決定されたことを受けてということになると思うんですが、これは何月何日に県議会で決定があったのか。

それからもう一つ、最後の4番の改定の適用時期というところで、期末手当および勤勉手当は平成29年12月1日とあります。もちろん、これに基づいて期末手当等は支給されるものと思いますけども、この支給は何日になるんでしょうか。その点についてお伺いいたします。

○議長（柿島良行君）

笠井総務課長。

○総務課長（笠井祥一君）

私のほうでお答えをさせていただきます。

まず県議会の状況なんですけれども、県議会につきましても12月定例会のほうで、12月12日に追加提案ということで提案をされております。12月13日に委員会を経ております。最終的には12月18日の閉会日に議決をされるということになっておるようでございますけども、13日の委員会ではほぼ可決することが決定という判断をいただいているということでございます。

それから2点目の質問でございますけれども、2点目のいつ支給するのかということでございますが、今定例会にこの追加案件をご議決いただければ支払いの手続きを取るわけなんですけども、実際支払いになるのは年を越して来年、1月以降になるというふうに思います。

以上です。

○議長（柿島良行君）

芦澤健拓君。

○9番議員（芦澤健拓君）

期末手当が来年の支給になるんですか。

○議長（柿島良行君）

笠井総務課長。

○総務課長（笠井祥一君）

すみません、言葉足らずで申し訳ございません。

現状での支給率につきましては、今回は12月8日ということで支払いをいたしておりますけれども、今回の人事院勧告の増額分の追給ということですね、それにつきましては年を越してしまうという意味でございます。

○議長（柿島良行君）

芦澤健拓君。

○9番議員（芦澤健拓君）

それが期末手当および勤勉手当についてはということのあとに、年間支給月数4.3から4.4で6月期1.225カ月支給済みと。12月期は1.375カ月で改定なしとある。この改定なしということがちょっとよく分からなかったのでお聞きしたんですけども、実際は改定しないで支給したんですけども、これが改定されれば改めて、またその分については支給すると、そういう意味ですか。

○議長（柿島良行君）

笠井総務課長。

○総務課長（笠井祥一君）

大変言葉足らずの説明で申し訳ございませんでした。

これにつきましては、6月期についてはもうすでに支給済みということでございまして、12月期もこの期末手当につきましては、まったく改定はございません。今回0.1カ月増える分につきましては、この勤勉手当の部分で0.1カ月分増えるということでございます。この0.1カ月分増えたものは、今日ご議決をいただければ今後追加で支給をさせていただくということになります。

○議長（柿島良行君）

ほかに質疑はありませんか。

（ な し ）

ほかに質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で議案第92号の質疑を終わります。

これから議案第92号 身延町職員給与条例の一部を改正する条例について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第92号 身延町職員給与条例の一部を改正する条例についてを採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり可決することについて賛成の諸君の挙手を求めます。

（ 挙 手 全 員 ）

挙手全員であります。

よって、議案第92号は原案のとおり可決することに決定しました。

追加日程第2 議案第93号 身延町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑なしと認めます。

議案第93号の質疑を終わります。

これから議案第93号 身延町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

( な し )

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第93号 身延町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり可決することについて賛成の諸君の挙手を求めます。

( 挙 手 全 員 )

挙手全員であります。

よって、議案第93号は原案のとおり可決することに決定しました。

追加日程第3 議案第94号 平成29年度身延町一般会計補正予算(第7号)の質疑を行います。

本議案は、款別質疑によらず議案一括で質疑を行いたいと思います。

これにご異議ございませんか。

( 異議なし。の声 )

異議なしと認めます。

よって、本案は一括で質疑を行います。

質疑はありませんか。

田中一泰君。

○6番議員(田中一泰君)

17ページの7款2項1目観光費の中の総務費、ほかに比べて金額が大きいんですけども、この内容の説明をお願いします。

○議長(柿島良行君)

佐藤観光課長。

○観光課長(佐藤成人君)

お答えをさせていただきたいと思います。

4月から観光課につきましては1名増員をいただきました。1名増員によるものでございます。

以上です。

○議長(柿島良行君)

田中一泰君。

○6番議員(田中一泰君)

結局、今までいなかった人に、増員したということなんですけども、そういう必要性があっ

たということですか。前、桐戸さんが出向というか出ているので、その人員の補充という意味ですか。

○議長（柿島良行君）

望月町長。

○町長（望月幹也君）

桐戸は通常の人事異動の中で別の人間がその代わりに張り付いておりますので、そこでの増ではなくて、観光が今、総合戦略の事業を多く手掛けております。桜、自然の里。そういうことでちょっと手が足りないということで増員をさせていただきました。

以上でございます。

○議長（柿島良行君）

田中一泰君。

○6番議員（田中一泰君）

ということは、そういう観光業に対する経験者を新しく採用したという意味ですか。

○議長（柿島良行君）

望月町長。

○町長（望月幹也君）

経験者というか職員を1名増ですので、ある程度、中堅で仕事ができるという語弊がありますが、本当に優秀な人間を張り付けさせていただいたところです。

○議長（柿島良行君）

ほかに質疑はありませんか。

芦澤健拓君。

○9番議員（芦澤健拓君）

22ページの公共土木施設災害復旧費ですけども、これは繰越明許になっている部分だと思えますけども、この普通河川亀久保沢川災害復旧工事と町道静川大須成曙線災害復旧工事、これは一体のものなんでしょうか。先ほど、財政課長の説明ではその下の町道静川大須成曙線災害復旧工事ということだけしかおっしゃっていなかったように思うんですが、この道と川と両方が一体の工事で災害復旧の対象になっているのかどうか、その点について。

○議長（柿島良行君）

水上建設課長。

○建設課長（水上武正君）

お答えいたします。

町道静川大須成曙線の道路が延長約30メートル、法面の高さが約40メートルにわたって道路および法面が決壊しました。路側の決壊がありました。この決壊した箇所の下流域にこの普通河川、亀久保沢川があるわけなんですけども、町としましては当初、一体のもので災害申請をしようと考えておりましたが、国、県、町で事前協議を行ったところ河川に埋塞した土につきましては河川の災害で申請しなさいと。道路につきましては、道路のほうで申請をしなさいという結果になりましたので、河川と道路で申請をさせていただくことになりました。

以上であります。

○議長（柿島良行君）

芦澤健拓君。

○9番議員（芦澤健拓君）

6ページですね、災害復旧の関係でこの地方債補正もされていると思うんですが、これがその一部、ここに充てられるという意味なんでしょうか。それともこれはまったく別の補正なんでしょうか。

○議長（柿島良行君）

村野財政課長。

○財政課長（村野浩人君）

お答えいたします。

地方債補正につきましては、この災害復旧費に充てるものであります。

○議長（柿島良行君）

ほかに質疑はありませんか。

渡辺文子君。

○11番議員（渡辺文子君）

先ほどの17ページの観光課なんですけれども、人件費、給料で職員をとということなんですけれども、4月から1人増員をして、これは補正予算だからこれから600万円かかるということですよ。これまでの職員の給与はどうなっているのか。それからこれからで600万円、1人ということなんでしょうか。そのところがちょっとよく分からないので説明をお願いいたします。

○議長（柿島良行君）

佐藤観光課長。

○観光課長（佐藤成人君）

お答えをさせていただきます。

これまで現有の予算で対応させていただいておりましたけども、不足が生じたので今回、補正をさせていただきたいというものでございます。

以上でございます。

○議長（柿島良行君）

渡辺文子君。

○11番議員（渡辺文子君）

これまでは給料を払っていましたが、これは何カ月分、600万円って何カ月分でこの額なのか。これからの額にしたらちょっと高いような気がするんですけども。

○議長（柿島良行君）

望月町長。

○町長（望月幹也君）

先ほど1人増員ということをご理解いただけていると思うんですが、現有の人数、当初予算のときは1名減の状態の予算でやっておりました。その中でまわしてはいたけども、今後支払うにあたって不足が生じまして、3月までの全体的な給与、職員の給与ということ。1人分ということではなくて、みんなの中でまわしてはいたので、全員の給与を今後3月まで払うにあたっては、それだけのちょっと不足が生じたので、今回、一緒に盛らせていただいたということでございます。

○議長（柿島良行君）

ほかに質疑はありませんか。

（ な し ）

ほかに質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で議案第94号の質疑を終わります。

これから議案第94号 平成29年度身延町一般会計補正予算(第7号)の討論を行います。

本議案は款別討論によらず、議案一括で討論を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、本議案は一括で討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第94号 平成29年度身延町一般会計補正予算(第7号)を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（ 挙 手 全 員 ）

挙手全員であります。

よって、議案第94号は原案のとおり可決することに決定しました。

追加日程第4 議案第95号 平成29年度身延町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)の  
質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で議案第95号の質疑を終わります。

これから議案第95号 平成29年度身延町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)の討  
論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第95号 平成29年度身延町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)を採  
決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。



( 挙 手 全 員 )

挙手全員であります。

よって、議案第95号は原案のとおり可決することに決定しました。

追加日程第5 議案第96号 平成29年度身延町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)の質疑を行います。

質疑はありませんか。

( な し )

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で議案第96号の質疑を終わります。

これから議案第96号 平成29年度身延町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)の討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

( な し )

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第96号 平成29年度身延町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

( 挙 手 全 員 )

挙手全員であります。

よって、議案第96号は原案のとおり可決することに決定しました。

追加日程第6 議案第97号 平成29年度身延町介護保険特別会計補正予算(第4号)の質疑を行います。

質疑はありませんか。

( な し )

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で議案第97号の質疑を終わります。

これから議案第97号 平成29年度身延町介護保険特別会計補正予算(第4号)の討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

( な し )

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第97号 平成29年度身延町介護保険特別会計補正予算(第4号)を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

( 挙 手 全 員 )

挙手全員であります。

よって、議案第97号は原案のとおり可決することに決定しました。

追加日程第7 議案第98号 平成29年度身延町簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)の  
質疑を行います。

質疑はありませんか。

( な し )

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で議案第98号の質疑を終わります。

これから議案第98号 平成29年度身延町簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)の討  
論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

( な し )

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第98号 平成29年度身延町簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)を採  
決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

( 挙 手 全 員 )

挙手全員であります。

よって、議案第98号は原案のとおり可決することに決定しました。

追加日程第8 議案第99号 平成29年度身延町農業集落排水事業等特別会計補正予算(第  
3号)の質疑を行います。

質疑はありませんか。

( な し )

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で議案第99号の質疑を終わります。

これから議案第99号 平成29年度身延町農業集落排水事業等特別会計補正予算(第  
3号)の討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

( な し )

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第99号 平成29年度身延町農業集落排水事業等特別会計補正予算(第3号)を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

( 挙 手 全 員 )

挙手全員であります。

よって、議案第99号は原案のとおり可決することに決定しました。

追加日程第9 議案第100号 平成29年度身延町下水道事業特別会計補正予算(第4号)の質疑を行います。

質疑はありませんか。

( な し )

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で議案第100号の質疑を終わります。

これから議案第100号 平成29年度身延町下水道事業特別会計補正予算(第4号)の討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

( な し )

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第100号 平成29年度身延町下水道事業特別会計補正予算(第4号)を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

( 挙 手 全 員 )

挙手全員であります。

よって、議案第100号は原案のとおり可決することに決定しました。

追加日程第10 議案第101号 身延町立身延清稜小学校大規模改修工事請負契約の一部変更についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

川口福三君。

○12番議員(川口福三君)

ちょっと伺います。議案第101号について。

この関係資料の説明書によりますと、契約変更の主な理由として工事の進捗状況に伴い屋上立ち上がりおよびベランダの防水工事、防球ネットの修繕、学校南側への駐車場整備等、学校施設の維持および学校運営に必要な機能の充実を図るためとありますが、これは機能の充実ではなくて施設の充実というような置き換えにしたらと思うんですが、それからもう1点、1,770万円からの増額予算が補正として計上されているんですが、工期の点については変更が

あるのかないのか、その2点について伺います。

○議長（柿島良行君）

伊藤学校教育課長。

○学校教育課長（伊藤克志君）

お答えさせていただきます。

ただいま川口議員からご質問がありましたとおり、今回の変更の内容につきましては施設ならびに機能の充実ということになります。

また工期の変更につきましては、当初の工期内での完成の見込みが立っておりますので工期の延長はいたしません。

以上です。

○議長（柿島良行君）

ほかに質疑はありませんか。

田中一泰君。

○6番議員（田中一泰君）

今回の変更は、ベランダとかは分かるんですけども駐車場設備というのは別の工事ではないかなというふうに感じるんですけども、1,770万円、この金額のうちの駐車場部分と、ほかの工事内容がちょっと変わったということで増額する部分の金額を教えてくださいと、とりあえずその金額を教えてください。

○議長（柿島良行君）

伊藤学校教育課長。

○学校教育課長（伊藤克志君）

お答えさせていただきます。

まず学校南側への来校者用の駐車場整備にかかるものが約75万円になります。そのほかの増減につきまして、お答えをさせていただきます。まず建築主体工事にかかるものが約1,500万円、次に電気設備工事にかかるものが約30万円、次に機械設備工事にかかるものが約107万円、諸経費の増が約200万円、合計で変更設計額といたしまして税抜きで約1,800万円の増ということになっております。

以上です。

○議長（柿島良行君）

ほかに質疑はありませんか。

（ な し ）

ほかに質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で議案第101号の質疑を終わります。

これから議案第101号 身延町立身延清稜小学校大規模改修工事請負契約の一部変更についての討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論なしと認めます。

これから議案第101号 身延町立身延清稜小学校大規模改修工事請負契約の一部変更

ついてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

( 挙 手 全 員 )

挙手全員であります。

よって、議案第101号は原案のとおり可決することに決定しました。

以上をもちまして、本定例会に付議されました案件はすべて議了しました。

ここで町長からあいさつの申し出がありましたので、これを許します。

望月町長。

○町長(望月幹也君)

皆さま、大変お疲れさまでございました。

平成29年身延町議会第4回定例会の閉会にあたり、一言あいさつを申し述べさせていただきます。

今定例会に私どもが提案いたしました提出案件につきまして慎重なご審議をいただく中ですべてご議決をいただきました。議員の皆さまのご協力に敬意と感謝を申し上げたいと存じます。

師走に入り今年も残すところ2週間あまりとなり、寒さも一段と厳しく、また何かと気忙しい日々が続きますので、皆さま方には健康に十分ご留意いただき輝かしい新年をお迎えいただけますようご祈念申し上げまして、閉会にあたってのあいさつといたします。ありがとうございました。

○議長(柿島良行君)

町長のあいさつが終わりました。

会議規則第7条の規定によって閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、本定例会はこれで閉会とすることに決定しました。

会期8日間、改選後初の定例会が終了しました。議員各位には慎重に審議をしていただき、無事閉会を迎えることができましたことに深く感謝申し上げます。

各位におかれましては、町政発展になお一層のご尽力を賜りますようお願い申し上げ、これをもちまして平成29年第4回身延町議会定例会を閉会とします。

大変ご苦労さまでした。

○議会事務局長(佐野勇夫君)

相互にあいさつを交わし終わります。

ご起立をお願いします。

相互に礼。

ご苦労さまでした。

閉会 午前10時55分

上記会議の経過は、委託先（株）東洋インターフェイス代表取締役薬袋東洋男が録音テープから要約し、議会事務局長佐野勇夫が校正したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、議長により署名する。

議 長

署 名 議 員

同 上

同 上